

## (2) 県行政への参画と協働を推進する施策(13施策)

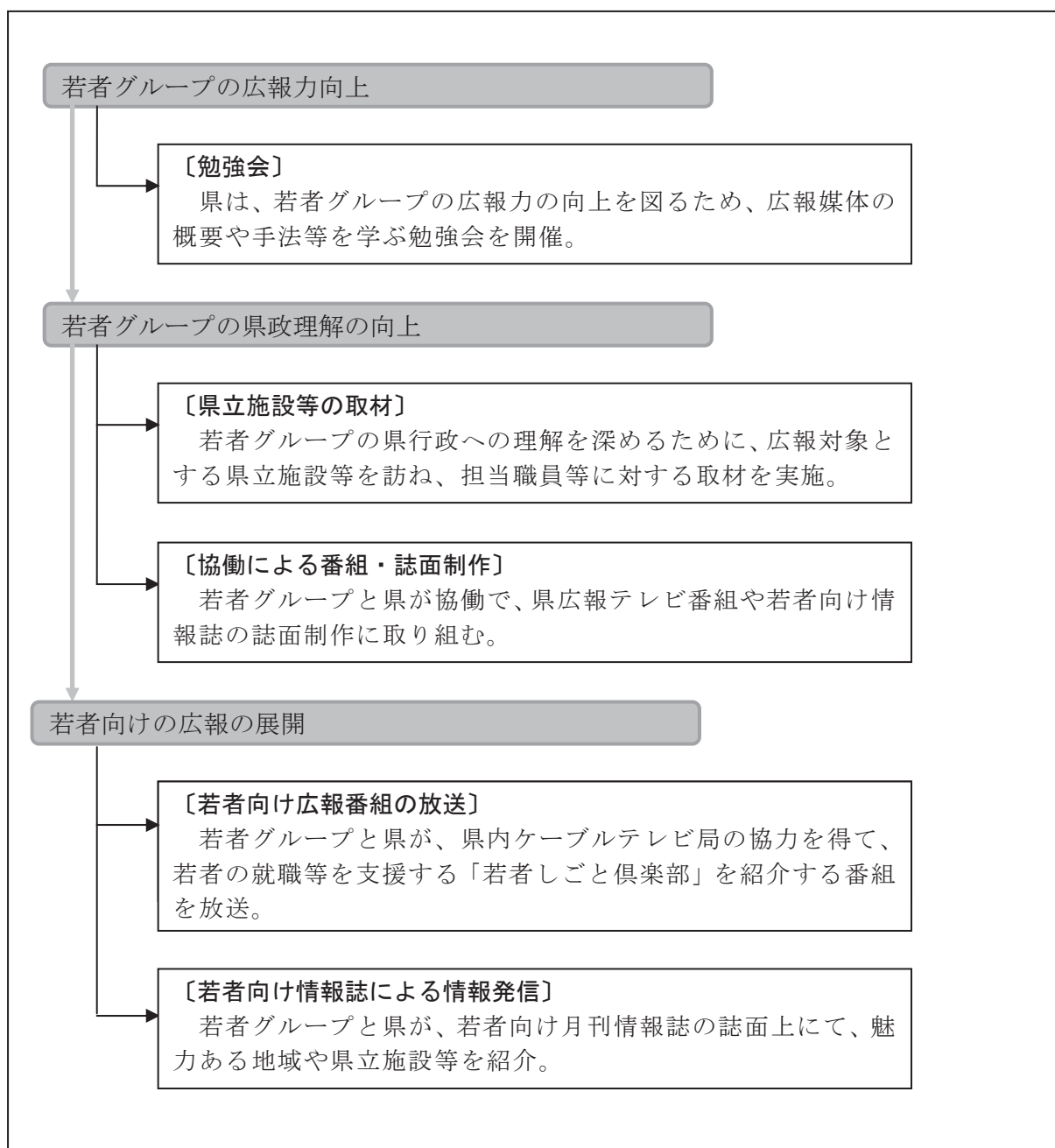
### ① 県民と情報を共有し、知恵を出し合う

#### 若者広報パートナー協働事業(新) (県民政策部)

##### 事業概要

広報活動に関心のある若者（大学生等）グループに、県広報の企画、運営への参画を求め、若者が有する斬新なアイデアやセンスを活用して、県政への関心が最も低いとされる若年層に対する効果的な広報活動を展開しています。

##### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

平成18年度は、兵庫県立大学環境人間学部宮本節子教授の研究室のゼミ学生を中心とした12名の大学生（若者）グループが事業に参画し、県と協働で、映像や誌面による若者向け広報活動を展開しました。

### ◇ケーブルテレビ番組の制作・放送

- ・ 若年層の就職支援等を行う「若者しごと倶楽部」を若年層にも分かりやすく紹介するため、若者グループの発案により、フリーターであった主人公が「若者しごと倶楽部」の支援を受けながら就職に至るまでをドラマ仕立てで紹介する10分番組を制作しました。
- ・ 若者グループが、現地取材及び構成企画を担当し、撮影に際しては、自ら番組出演するとともに、プロのカメラマンの指導のもと、撮影指揮や補助を行うなど、番組制作に主体的に参画しました。
- ・ 番組は、県内ケーブルテレビ局を構成メンバーとする兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会の協力のもと、県内全18局で放送されるとともに、内閣官房及び内閣府オフィシャルサイトの「政府インターネットTV」でも配信されるなど、県民等に対し、多くの視聴機会を提供することができました。



「若者しごと倶楽部」での撮影

### ◇若者向け情報誌による情報発信

- ・ 関西圏域の若者をターゲットに兵庫県の観光PRを行うために、同圏域の若者向けの月刊情報誌である「エルマガジン」の誌面に、若者グループが企画した「ひょうごらしく（兵庫極楽）な休日」のタイトルで、兵庫県の観光スポットを紹介する特集記事を掲載しました。
- ・ 若者グループが、現地取材や写真撮影したうえで、編集作業に主体的に参画して制作し、エルマガジンの主な読者層である20歳代の若年層に、兵庫県の魅力を情報発信しました。

掲載雑誌	エルマガジン（関西圏域を中心に28万部／(株)京阪神エルマガジン社）
掲載頁	見開き2ページ（カラー） 2回
掲載内容	兵庫県の豊かな自然や安らぎを感じる地域、魅力的な県立施設として、 ① 淡路市の「淡路夢舞台」（掲載号：2月号 [12月25日発売]） ② 佐用町の「西はりま天文台公園」（掲載号：3月号 [1月25日発売]）を紹介。

### ◇参加した若者グループの意見

若者広報パートナーとして参加した大学生からは、本事業について、おおむね肯定的な意見が得られましたが、課題等の意見もありました。

- ・ 若者をターゲットとした県政広報に、若者自身の声を反映させていこうという試みは効果がある。
- ・ ケーブルテレビ番組の制作や雑誌の編集などを現場のプロと一緒にでき、非常に貴重な経験ができた。今後、仕事に就いた際にもこの経験を生かしていきたい。
- ・ この事業への参画を通じて、私たちは兵庫県の地域や県立施設などの魅力を知ることができた。もっとたくさんの若者に、それらの魅力を知ってもらい取り組みが必要である。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (若者向け広報のさらなる充実)

本事業では、若者（大学生）自身が、自らの体験をもとに、ケーブルテレビ番組や情報誌の作成に携わることにより、同世代から共感の得られる情報発信が可能となるなど一定の成果が認められました。しかしながら、若者に特化した情報発信は緒に就いたばかりで、若者に情報が必ずしも十分に行き届いていないのが現状です。

このため、今後は、県の広報媒体である「県民だよりひょうご」などにおいても、本事業の成果を生かしながら若者向けの情報発信を充実させていきます。

### (若者グループの公募)

若者の独創的で斬新なアイデア等を発掘し、同世代からより共感の得られる情報を発信するためには、企画・運営に参画する若者グループの募集方法を工夫することが必要です。

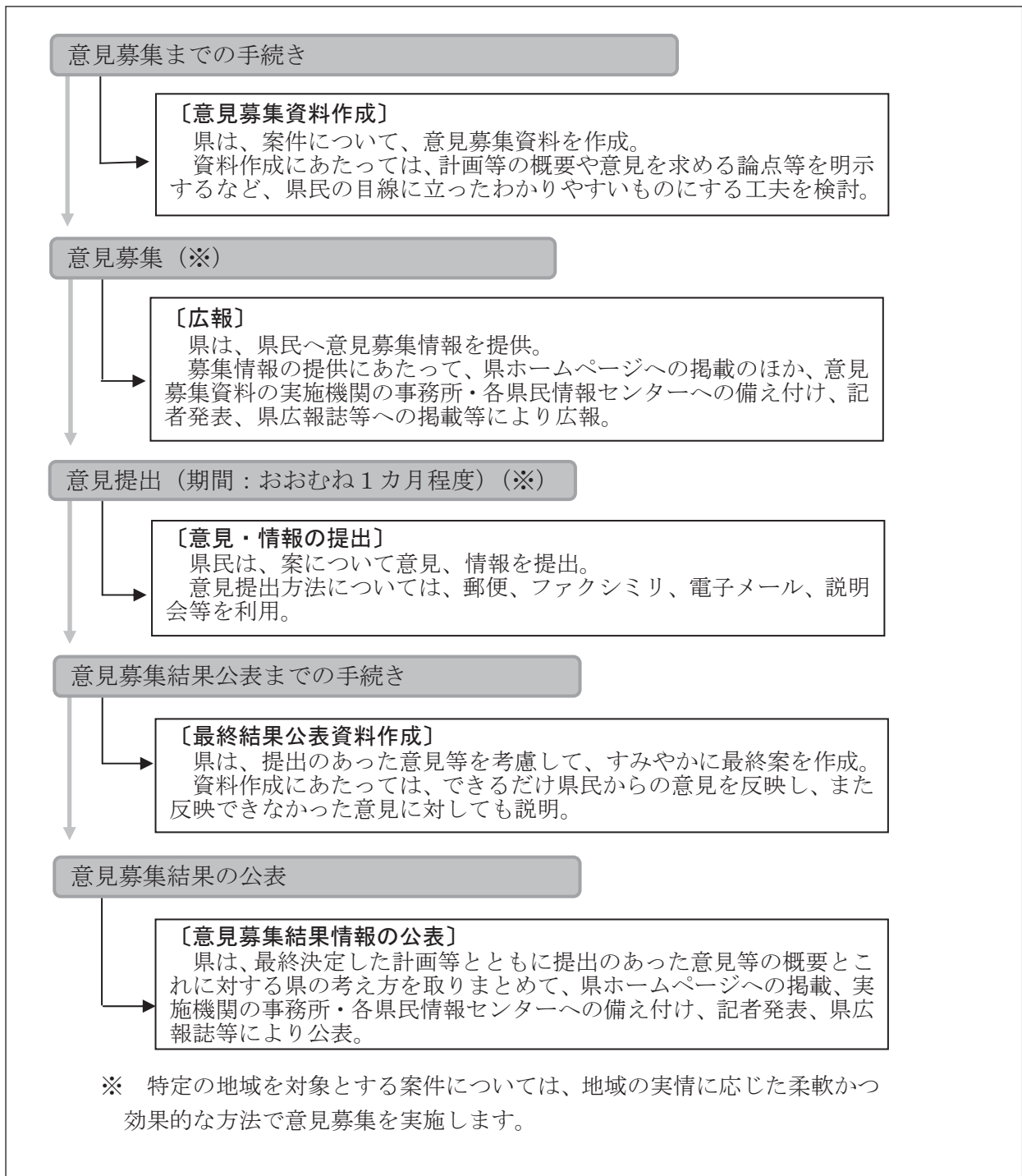
このため、県内の大学や専門学校に在籍する学生等で、広報に興味があり、本事業に関心のある若者グループを公募します。公募にあたっては、若者グループの意欲や企画力を見極めるため、選考を行います。

**県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の効果的な運用 (県民政策部)**

**事業概要**

県政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、県民に対する説明責任を果たしながら、政策形成段階から広く県民の意見等を求める県民意見提出手続については、実施機関の範囲、対象となる案件、発表の方法、募集期間、県民への対応などの手続きを統一し、一連の手続きの統一的な運用を推進していくため、「県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)実施要綱(平成14年4月9日制定、平成18年4月1日改正)」を制定し、その効果的な運用を図っています。

**参画と協働の方法**



## 参画と協働の実施状況

### ◇「県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱」等の改正

平成 18 年度は、平成 17 年度に実施した参画・協働条例に基づく施策の効果の検証結果を踏まえ、県民が意見を提出しやすく、また、実施機関が案件の性格等によって募集時期を設定したり、公表資料を選択できるようにするなど、柔軟でより実効性の高い制度とするため、平成 18 年 4 月 1 日に要綱等を改正しました。

主な改正点等は、次のとおりです。

項目	改正の目的	改正の内容
①広報の拡充	県民への意見募集情報及び制度の趣旨・仕組みの周知	多様なメディアの活用や関係市町・関係団体等との連携を図るなど、意見募集情報や制度の趣旨・仕組みについて、周知機会を拡充
②特定の地域を対象とする案件等の取扱い	一地域に影響が限定されるような特定の地域を対象とする案件など、個々の案件に応じて柔軟に手続きを実施し、より実効性の高い制度設計	特定の地域を対象とする案件について、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な方法で実施できるよう要綱を改正 また、法令等に、公聴会の開催等が定められ、実質的に県民の意見を反映する機会が確保されている場合は、手続実施の可否について、実施機関が適切に判断
③意見募集の時期・意見等の提出期間	県民が意見を提出しやすい意見募集時期・意見提出期間の設定	個々の案件に応じて、柔軟に意見募集時期や意見等の提出期間（おおむね 1 カ月程度）を設定できるよう運用を改正
④公表資料	県民が案件の内容を理解しやすいよう県民の目線に立った資料作成等	計画等の案の概要や意見を求める論点等を明示するなど、分かりやすい資料作成に努めるとともに、個々の案件に応じて、柔軟に公表資料を選択できるよう要綱を改正
⑤意見提出方法	県民が意見を提出しやすい意見提出方法の設定	郵便、ファクシミリ、電子メール等多様な提出方法を確保するとともに、フォーラムや説明会等を合わせて実施するなど、個々の案件の実情に応じ、より意見の提出しやすい方法を活用

### ◇対象別実施案件数及び意見提出人数・件数

平成 14 年に要綱制定後、平成 14～18 年度合計で 193 案件について意見募集を実施し、意見集約の終了した 183 案件に対し、約 8,800 人から合わせて、約 23,000 件の意見提出がありました。

1 件当たりの平均意見提出人数及び意見数は、同 5 カ年平均で、約 50 人、約 130 件となっています。

対象別案件数は、「県行政の基本的事項を定める計画、方針」が 84 案件と最も多くなっています。次に、「公共施設等の整備に関するもの」が、45 案件となっています。

平成 18 年度は、「食の安全安心推進計画（案）」「食育推進計画（案）」や長寿社会プラン仮称（案）など 28 案件について手続きを実施し、意見集約の終了した 18 案件に対し、4,856 件の意見提出がありました。

また、平成 18 年度は、極めて多くの意見提出のあった案件があり、1 件当たりの平均意見提出人数及び意見数は、約 80 人、約 270 件と高い数値となっています。

年度	H14～H17			H18			H14～H18		
	案件数	人数	意見数	案件数	人数	意見数	案件数	人数	意見数
基本計画、方針等	70	2,717	5,854	14(8)	619	1,465	84(78)	3,336	7,319
年度平均	17.5	679.3	1,463.5	—	—	—	16.8	667.2	1,463.8
条例、規則	19	2,424	7,073	3(2)	506	2,549	22(21)	2,930	9,622
年度平均	4.8	606.0	1,768.3	—	—	—	4.4	586.0	1,924.4
施設整備計画	42	564	1,855	3(2)	18	42	45(44)	582	1,897
年度平均	10.5	141.0	463.8	—	—	—	9.0	116.4	379.4
附属機関の審議による答申等	33	1,688	3,531	8(6)	302	800	41(39)	1,990	4,331
年度平均	8.3	422.0	882.8	—	—	—	8.2	398.0	866.2
その他	1	7	17	0(0)	0	0	1(1)	7	17
年度平均	0.3	1.8	4.3	—	—	—	0.2	1.4	3.4
合計	165	7,400	18,330	28(18)	1,445	4,856	193(183)	8,845	23,186
年度平均	41.3	1,850.0	4,582.5	—	—	—	38.6	1,769.0	4,637.2
1案件あたりの平均意見人数	44.8			80.3			48.3		
1案件あたりの平均意見件数	111.1			269.8			126.7		

※ 平成18年度の意見提出人数及び意見提出件数は、意見集約の終了した案件(18件)の数値です。

◇平成18年度の実施案件

番号	案件名
1	兵庫県アライグマ防除指針(案)
2	第8次兵庫県交通安全計画(案)
3	新兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂(案)
4	ひょうご治山・治水防災実施計画(案)
5	「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について(案)
6	認定こども園の認定基準等に関する条例案要綱(素案)
7	新たな人と自然の博物館基本構想(案)
8	「拡声機による暴騒音の規制に関する条例」の一部を改正する条例概案
9	地域安全まちづくり審議会中間報告案(「地域安全まちづくり条例に基づく指針について」)
10	第3期兵庫県科学技術会議答申(案)「本県の強みや地域特性を活かした科学技術振興方策について」
11	ひょうご情報交流戦略(仮称)案
12	兵庫県住生活基本計画(案)
13	兵庫県耐震改修促進計画の概案
14	八家川水系河川整備基本方針(案)

番号	案件名
15	「食の安全安心推進計画(案)」「食育推進計画(案)」
16	県立高等学校長期構想検討委員会報告(素案)
17	第2期ツキノワグマ保護管理計画(案)
18	第3期シカ保護管理計画(案)
19	県立工業技術センター整備基本計画(案)
20	長寿社会プラン(仮称)(案)
21	風力発電施設に係る騒音規制のあり方骨子案
22	第8次兵庫県職業能力開発計画(案)
23	ものづくり大学校(仮称)基本計画(案)
24	地域安全まちづくり審議会答申案(地域安全まちづくり条例に基づく推進計画について)
25	第6次水質総量規制に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)
26	コウノトリ自然博物館構想(基本構想)案
27	「都市計画区域マスタープラン等の見直しに関する基本的な考え方について」(中間とりまとめ)
28	兵庫県廃棄物処理計画(改定版)(案)

## ◇意見提出手段別状況

インターネットの普及を背景に、電子メール(平均で 32.4%)での提出割合が多くなっており、次にファクシミリ(同 31.5%)での提出割合が多くなっています。

年度	H14～H17 平均	H18	H14～H18 平均
持参 (%)	9.3	1.4	7.6
郵送 (%)	31.8	12.0	27.4
ファクシミリ (%)	20.5	70.7	31.5
電子メール (%)	37.0	15.8	32.4
説明会 (%)	1.4	0.1	1.1

## ◇提出意見反映状況

県民からの意見については、趣旨を踏まえ、審議会等で専門的な視点から検討したうえで対応しています。その結果、5カ年平均で約 21%の意見を「反映」している一方、「今後の検討課題」「対応困難」があわせて約 24%あります。

また、平成 14 年度から 17 年度までの 4 カ年平均では、「その他(感想等)」が約 32%を占めていましたが、平成 18 年度は、約 14%に減少しています。

年度	H14～H17 平均	H18	H14～H18 平均
反映した (%)	24.9	4.8	20.5
既に盛り込み済 (%)	28.7	25.8	28.1
今後の検討課題 (%)	10.5	5.1	9.3
対応困難 (%)	4.4	50.2	14.4
その他(感想等) (%)	31.5	14.1	27.7

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

## (改正要綱の効果的な運用)

平成 18 年度は、平成 17 年度の検証結果を踏まえ、要綱等を一部改正し、県民が意見を提出しやすく、また、実施機関が案件の性格等によって募集時期を設定したり、公表資料を選択できるようにするなど、柔軟でより実効性の高い制度として運用しました。

その結果、県民の視点に立った計画等の策定に資するとともに、職員意識の改革を促すなど一定の効果が認められました。一方で、個々の案件の実施状況を見ると、期待するほど多くの意見が提出されていない案件も散見されるのが実情です。

このため、引き続き、意見募集情報や制度の趣旨・仕組みについて積極的に PRするとともに、個々の案件の特性に応じて、意見募集時期や意見提出期間を柔軟に設定し、公表資料や意見提出方法を工夫するなど、より一層、制度の効果的な運用に努めます。

### (制度の周知)

県民からより多くの意見を提出していただくためには、個々の意見募集に関する情報に加え、制度自体の趣旨や仕組みについて、広く県民に周知することが必要です。

このため、平成18年度は、HPによる広報だけでなく、制度のPRちらしを作成し、個々の意見募集の実施に合わせ配布することにより、制度周知に努めました。その結果、単なる感想や賛否に関する意見の占める割合が減少するなど、制度の趣旨は県民に浸透しつつあります。

今後も、個々の意見募集の実施に合わせ、制度の趣旨や仕組みについて、広報誌やラジオ、メールマガジンなど多様なメディアの活用や関係市町・関係団体等との連携を図るなど、周知機会の拡充に努めます。

### (意見募集方法の工夫)

県民意見提出手続は、定めようとする計画等の案について、県民等から多様で具体的な意見等を提出していただき、提出された意見等を考慮して、その内容をより良いものにするための制度であり、そのような意見等を多数提出いただくためには、意見募集方法を工夫する必要があります。

例えば、フォーラムや説明会等を開催して、直接、計画等の案について説明し、質問等に答えることで、県民の関心や理解を促進し、争点の明確化を図ることができ、多様で具体的な意見提出が期待できるようになります。

特に、一地域に影響が限定されるような特定の地域を対象とする案件について、地域の実情やそれに基づく提案などを提出いただくためには、地域住民を対象とした説明会等を開催し、直接意見を聴取することが有効です。

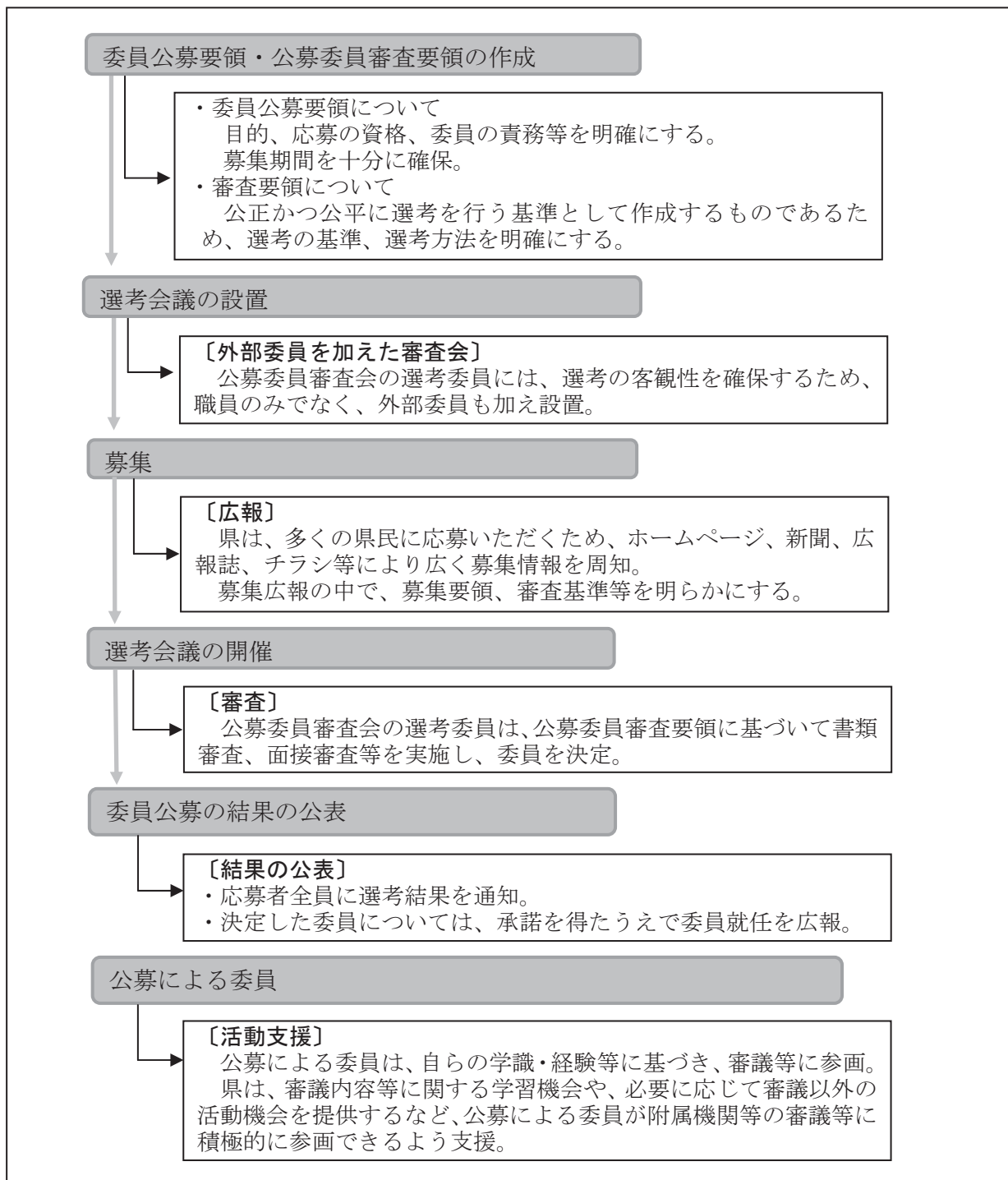
このため、電子メール、郵便、ファクシミリなど多様な意見提出方法の確保はもとより、個々の案件の実情に応じて、フォーラムや説明会等を合わせて実施するなど、県民の関心を高め、一人でも多くの県民から多様な意見が提出されるよう意見募集の方法を工夫します。

## 附属機関等の委員の公募の推進（県民政策部）

### 事業概要

県が設置する附属機関等の審議に県民の意見等を反映させることを通じて、参画と協働による県行政を推進するため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」第9条の規定により制定した「附属機関等の委員の公募に関する指針（平成15年4月1日制定、平成18年4月1日改正）」に基づき、法令等の規定によって公募を行う余地がない場合などを除き、県の政策の形成に関して調査審議するすべての附属機関等で、委員改選時に委員公募の積極的な導入に取り組んでいます。

### 参画と協働の方法



参画と協働の実施状況

◇「附属機関等の委員の公募に関する指針」の改正

平成 18 年度は、平成 17 年度に実施した参画・協働条例に基づく施策の効果の検証結果を踏まえ、委員公募の導入をより一層推進するとともに、公募による委員が積極的に審議等に参画できるよう平成 18 年 4 月 1 日に指針を改正しました。

主な改正点等は、次のとおりです。

項目	改正の目的	改正の内容
①募集広報	県民への募集情報の周知	多様な広報媒体の活用や審議内容に応じた関係団体・活動団体への呼びかけの実施など、一層広報を充実するための規定を追加
②公募による委員の活動支援	公募による委員としての能力を十分に発揮できるような支援	審議内容等に関する学習機会の提供や審議において発言しやすい雰囲気づくり、必要に応じて、審議会だけにとどまらない、公募による委員の活動機会の拡充など、公募による委員が附属機関等の審議等に積極的に参画できるよう規定を追加

<指針の改正を踏まえた主な取り組み事例>

① 募集広報（男女共同参画審議会）

募集情報について、ホームページによる広報や記者発表、ちらしの配布（男女共同参画センターや市町窓口等への備え付け）だけでなく、テーマに関心の高い県民に多数応募いただくため、関連分野の推進員等に対し、応募を呼びかけました。

② 公募による委員の活動支援（県民生活審議会）

公募による委員がスムーズに審議に参画できるよう、それまでの審議経過や今後の審議内容・予定等について、事前に説明の機会を設けました。

◇委員を公募している附属機関等の数

附属機関等 128 機関のうち、法令等に委員の選任対象が決まっているものや政策形成にかかわらないもの 51 機関を除く 77 機関について、公募の実施に向け検討を行うこととなっています。そのうち委員を公募している機関は、41 機関となっています。附属機関等の数も増減していますが、「附属機関等の委員の公募に関する指針」の制定以降、委員公募は着実に導入されています。

(H19. 3. 31 現在)

機関数 区分	現在総数 a	公募による委員の選任になじまないもの		検討対象	
		法令等の規定により委員の選任対象者が定められているもの b	行政処分等の審査など政策形成にかかわらないもの c	d= a-b-c	実施済 e
附属機関	76 ( 71)	8 ( 8)	28 (25)	40 (38)	22 ( 6)
協議会等	52 ( 45)	3 ( 3)	12 ( 8)	37 (34)	19 ( 3)
計	128 (116)	11 (11)	40 (33)	77 (72)	41 ( 9)

\* ( ) は H15. 4. 1 現在の数値

## ◇委員の応募状況

平成 18 年度の公募採用予定者数は 109 人で、1 機関あたりの応募者数は 11.7 人、1 採用あたりの応募者数は 4.4 人となっています。

個々の応募状況をみると、県民の関心の高い附属機関等については応募者数が多く、比較的専門性が高い機関や県民になじみの薄い機関については応募者数が少ない傾向にあります。

実施機関数 (件)	委員数 合計 (人)	公募採用予定 者数合計 (人)	応募者数 合計 (人)	1機関あたり 応募者数 (人)	1採用あたり 応募者数 (人)
41 ( 9)	980 (205)	109 ( 27)	478 (269)	11.7 (29.9)	4.4 (10.0)

\* 上段：平成 18 年度、下段の( )内：平成 15 年度

\* 平成 15 年度は、県民の関心の高い附属機関等が委員公募を実施したことから、1 機関あたりの応募者数、1 採用あたりの応募者数は高い数値になっています。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

## (改正指針の効果的な運用)

平成 18 年度は、平成 17 年度の検証結果を踏まえ、指針を一部改正し、委員公募の導入をより一層推進するとともに、公募による委員が積極的に審議等に参画しやすい制度として運用しました。

その結果、委員公募は委員改選時に着実に導入され、学術的・専門的になりがちな附属機関等の審議内容に、生活者の視点に立った幅広い意見や実践的な意見が反映されるなど一定の効果が認められました。一方で、比較的専門性が高い機関や県民になじみの薄い機関など、一部、応募者数が少ないものや、委員就任後の活動の活性化に向け、支援の工夫が必要なものもあります。

このため、引き続き、募集情報について広報の拡充に努めるとともに、公募による委員が積極的に審議等に参画できるよう効果的に支援していきます。

## (広報の拡充)

各機関への委員公募は着実に導入されていますが、1 機関あたりの応募者数は前年度実績に比べると減少しています。より多くの県民に応募いただくためには、より一層の広報に努める必要があります。

このため、公募を行う際には、各機関の審議内容と県民生活とのかかわりを分かりやすく情報提供するとともに、募集情報について、ホームページやちらしの配布だけでなく、広報誌やメールマガジンなど多様な広報媒体の活用や、審議内容に応じて関係団体や活動団体に応募の呼びかけを行うなど、一層の周知に努めます。

## (公募による委員の活動支援)

公募による委員が積極的に審議等にかかわり、委員としての能力を十分に発揮してもらうためには、審議内容等に関する学習機会の提供をはじめ、審議において発言しやすい雰囲気づくり、さらに必要に応じて、附属機関等での審議だけにとどまらない活動の機会を提供するなど、支援方法を工夫することが必要です。

このため、委員就任に当たって、それまでの審議経過や今後の審議内容等を事前に説明する機会を設けることはもとより、就任後も、適宜、公募による委員の意向を確かめながら学習の機会を提供するなど、審議に積極的にかかわっていただくための支援を進めます。また、附属機関等での審議だけにとどまらず、審議内容に関するフィールドワークや、関連する講座・講習会等において実践レベルの講師として説明いただく機会を設けるなど、公募による委員の活動の活性化に向け、支援の方法を工夫します。

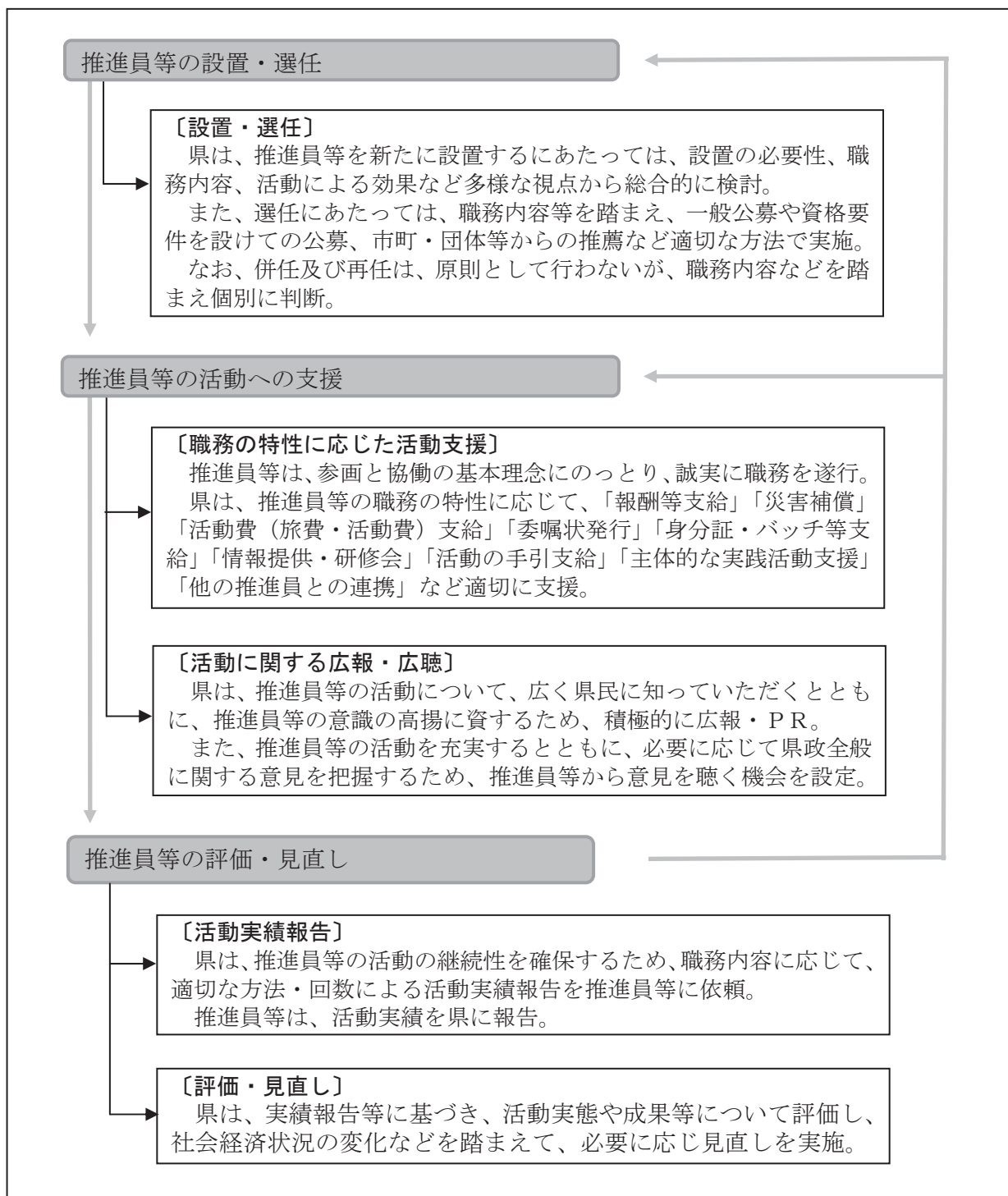
## ②県民と力を合わせる

## 推進員等の活動への支援（県民政策部）

## 事業概要

「学校・家庭・子育て」や「高齢者・障害者などの生活の支援」など特定分野の行政課題の解決を図るため、知事等（教育委員会、県警本部長等）が県民に委嘱する推進員等（「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条）の活動が円滑に展開されるよう、その職務内容に応じた支援を行っています。

## 参画と協働の方法



参画と協働の実施状況

◇推進員等の状況

合計 93 種類、約 4 万人が、知事等（教育委員会、県警本部長等）の委嘱を受け、職務の特性に応じた支援を受けながら、「学校・家庭・子育て」「生活の質の向上」「健康づくり」「高齢者・障害者などの生活の支援」など、県民生活のさまざまな場面で活動しています。

<活動分野別>

分野	区分	職数	人数	主な例
学校・家庭・子育て	①	4	3,970	・子育て家庭応援推進員 ・学校評議員
	②	1	33	・児童虐待対応専門アドバイザー
	③	9	37	・青少年愛護活動推進員 ・家庭相談員
	小計	14	4,040	—
生活の質の向上	①	2	947	・男女共同参画推進員 ・くらしのクリエイター
	③	12	37	・生活創造活動コーディネーター ・生涯学習アドバイザー
	小計	14	984	—
健康づくり	①	4	5,113	・健康ひょうご21県民運動推進員 ・食の健康運動リーダー
	③	6	27	・医療相談専門員 ・こころの電話相談指導事務非常勤嘱託員
	小計	10	5,140	—
高齢者・障害者などの生活の支援	①	1	12,516	・民生・児童協力委員
	②	7	1,559	・身体障害者相談員 ・手話通訳者、手話奉仕員
	③	2	2	・原子爆弾被爆者相談員
	小計	10	14,077	—
安全・安心な生活	①	11	12,505	・災害モニター ・地域交通安全活動推進委員
	②	8	1,257	・山地災害情報協力員 ・災害時等警察活動協力員

分野	区分	職数	人数	主な例
心な(安全生活)安	③	4	36	・食の安全・安心相談員 ・交通事故相談員
	小計	23	13,798	—
環境の保全・環境型の生活	①	2	405	・地球温暖化防止活動推進員
	③	1	6	・不法処理監視員
	小計	3	411	—
産業の活性化	②	1	367	・ひょうごの匠
	③	3	72	・技術開発指導員
	小計	4	439	—
多様な働き場の創造	③	4	28	・パート情報アドバイザー ・地域しごと情報・労働相談員
ふれあいの自然	②	2	130	・自然保護指導員
	③	1	48	・鳥獣保護員
	小計	3	178	—
多彩な交流	①	1	105	・外国人県民モニター
	②	1	58	・兵庫県ふるさと水と土指導員
	③	1	1	・県立大学国際交流相談事務嘱託員
	小計	3	164	—
さまざまな場面で	①	1	1,158	・地域ビジョン委員
	②	1	99	・地域づくり活動サポーター
	③	3	57	・さわやか県民相談担当参与
	小計	5	1,314	—
合計		93	40,573	—

- ①熱意のある県民に広く委嘱 … 特定課題に興味と熱意のある県民を広く公募・推薦により委嘱するもの
- ②専門性が高く資格要件等あり … 医師、カウンセラーなどの一定の資格要件を設けているもの
- ③非常勤嘱託員 … 特別地方公務員の身分をもつもの

<活動支援別>

区分	職数	人数	活動支援の内容							
			報酬等支給	活動旅費	災害補償	研修・情報提供	活動手引支給	委嘱状	身分証・バッジ等	活動報告
合計	93	40,573	65	45	75	83	24	81	33	79
①熱意のある県民に広く委嘱	26	36,719	2	5	17	26	14	26	12	16
②専門性が高く資格要件等あり	21	3,503	17	8	12	20	8	16	16	17
③非常勤嘱託員	46	351	46	32	46	37	2	39	5	46

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (推進員等の適切な設置・運営)

推進員等については、多彩な活動が実施され、県政を身近に感じていただく職として、また、専門的知識を生かして、県行政の一翼を担う職として、一定の成果を上げています。

しかしながら、多くの人数を委嘱している推進員等については、全体としては一定の成果があるものの、個人の取り組みに差があるものもあり、情報提供の充実や研修会の実施など、活動の活性化に向けて、支援の工夫が必要なものもあります。

また、設置時からの社会経済状況の変化などを踏まえ、活動内容や委嘱人数などについて、適宜評価し、見直していく必要があります。

このため、推進員等の設置・運営、活動支援の考え方等をまとめた「推進員等の職務の円滑化（活動の支援）に関する留意事項」を作成し、推進員等の職務の円滑化を推進します。

### (職務の特性に応じた活動支援)

推進員等の職務は、特定課題について意見を述べるモニターなどの職、相談・指導を行う職、啓発・実践活動を行う職など多種多様であり、それぞれの職務の特性に応じて、活動を支援することが必要です。

このため、個々の推進員等の職務の特性に応じて、「報酬等支給」「災害補償」「活動費（旅費・活動費）支給」「委嘱状発行」「身分証・バッジ等支給」「研修会・情報提供」「活動の手引支給」「主体的な実践活動支援」など適切な支援内容を検討し、実施します。

### (推進員等相互の連携)

さらに、推進員等の活動が効果的に展開されるためには、関連する分野の推進員等はもちろん、多彩な推進員等が、相互に連携することが必要です。

このため、例えば、各県民局の地域づくり活動サポーターをはじめとする各種推進員等の情報共有の場である「サポーターズネット」の活用を進めるなど、推進員等が相互に情報交換、交流・連携できる場の設定を推進します。

### (活動に関する広報・広聴)

推進員自身の意識の高揚を図るとともに、特定課題の解決に率先して取り組む推進員等の活動を他の多くの県民に波及させ、参画・協働する県民のすそ野の拡大につなげるためには、その活動について、広く県民に知っていただくことが必要です。

このため、ホームページや広報誌など多様な広報媒体の活用による積極的な広報・PRを推進します。

また、推進員等の活動をより効果的に支援するためには、推進員等の意向や活動実態を把握し、支援することが必要です。

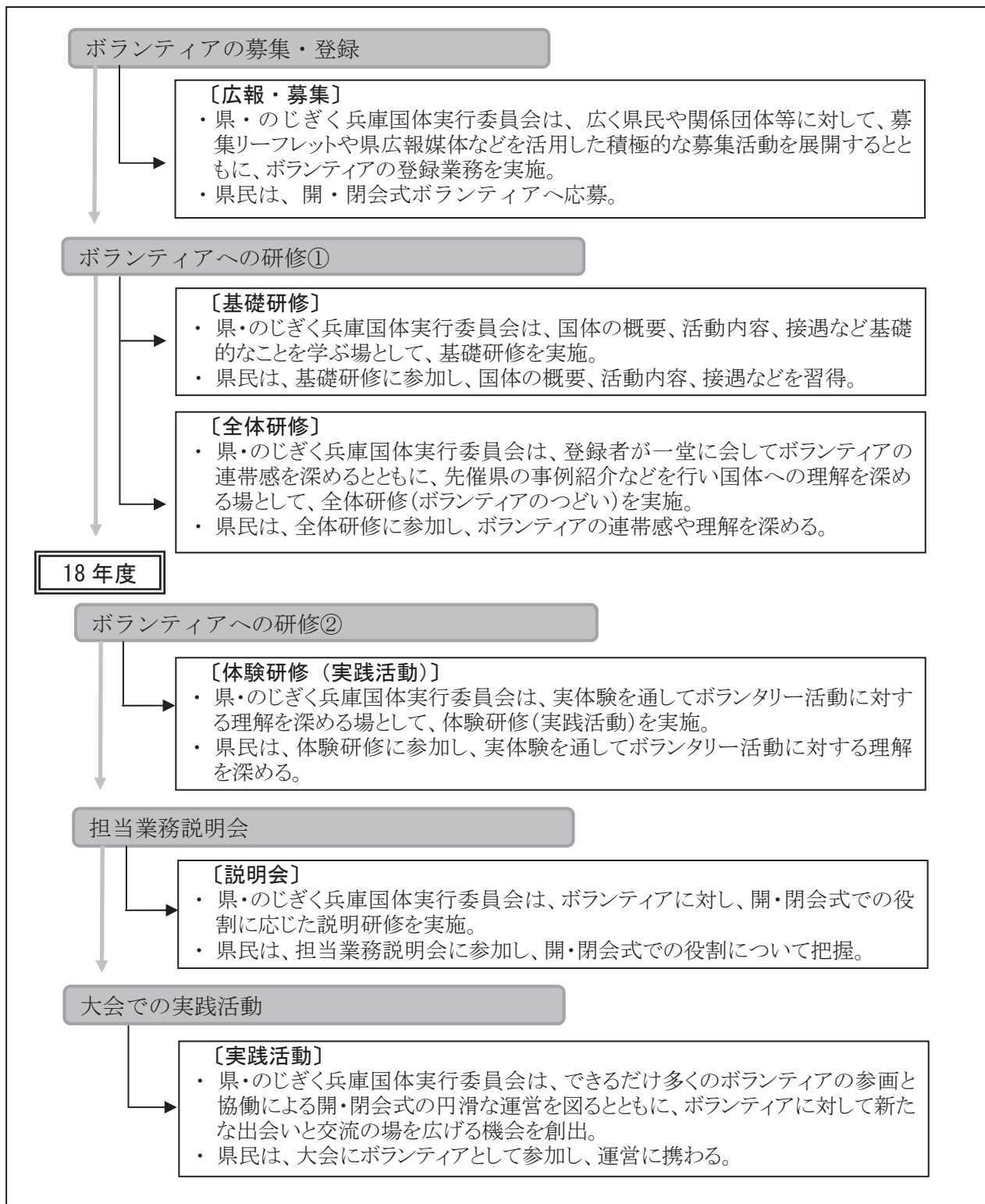
このため、推進員等から直接意見を聴く機会を設け、活動状況や課題、さらに必要に応じて県政全般について意見を聴取することにより、運営の改善に生かしていきます。

## のじぎく兵庫国体の開催（企画管理部）

### 事業概要

震災からの復興の過程で培われたボランティア活動の経験を生かした「県民一人ひとりが創る国体」をめざし、多くのボランティア（のじぎくパートナー）の参画と協働を得て、開・閉会式の円滑な運営を図るとともに、ボランティアに対して新たな出会いと交流の場を広げる機会を提供しました。

### 参画と協働の方法



**参画と協働の実施状況**

開催にあたっては、開・閉会式等で円滑に活動ができるよう、体験研修を通じてボランティア活動に対する理解を深めるとともに、活動業務別の説明会や総合リハーサルの開催などを通じて、本番に備えました。

活動当日は、「県民一人ひとりが創る国体」を基本目標に、多くのボランティアが、それまでの研修などの成果を生かし、実践活動に取り組みました。

**◇体験研修の実施**

AED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法などの体験研修を通じて、専門的な知識を習得するとともに、選手たちを歓迎するためのモニュメント製作などの協働作業を通じて、ボランティア相互の交流を深め、円滑な活動を展開できるようにしました。

名 称	日時・場所	参加人数	内 容
インフィオラータ こうべ北野坂での 花絵製作	平成 18 年 5 月 3 日 北野坂(神戸市中央区)	約 70 人	大会マスコット「はばタン」の花絵を製作することを通じて国体のPR活動を体験。
AEDを使用した 心肺蘇生法普及講 習会	平成 18 年 5 月 14 日 グリーンアリーナ神戸 体育館(神戸市須磨区) ※以降、計3回開催	約 400 人	安全・安心な大会運営をめざし、AEDの使用方法和心肺蘇生法を実習。
はばタンモニュメ ント(貼り絵)製 作	平成 18 年 8 月 6 日 県立のじぎく会館(神 戸市中央区)	約 200 人	国体会場を訪れる選手たちを歓迎するためのモニュメントを製作。



(ボランティアで製作した「はばタン」花絵)



(AEDを使用した心肺蘇生法普及講習会)

**◇活動業務の配置決定・業務説明会の実施**

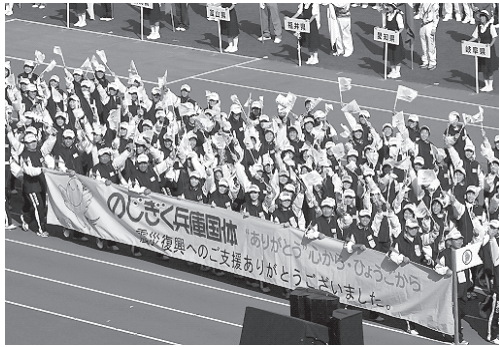
活動日、活動内容、活動場所などについてボランティアの希望を聞きながら、受付・案内、会場整理、会場美化、弁当配布、式典運営補助、救護補助など活動業務別にボランティアを配置しました。

また、美化・飾花班、式典運営班、入場整理誘導班、広報総務班などの担当班等ごとに活動内容について説明会を実施するとともに、平成18年9月24日(日)には、一般観覧者を招いて、本番さながらに開・閉会式の総合リハーサルを実施しました。

**◇活動実践(開会式:平成19年9月30日 閉会式:平成19年10月10日)**

震災からの復興に寄せられた多くのご支援に感謝の気持ちを込め、それまでの研修などの成果を生かし、全国から訪れる人々を温かく迎えるため、開会式

に1,519名、閉会式に812名、大会の全競技日程を合わせると、合計1万6千人のボランティアが、会場整理、会場美化、式典運営・競技補助などの実践活動に取り組みました。



(開会式：ユニバー記念競技場(神戸総合運動公園))



(ボランティアによる選手誘導)

### 【開・閉会式ボランティアの参加状況】

部名	主な活動内容	延べ人数	開会式	
			開会式	閉会式
会場管理部	・場内清掃・トイレ巡視	196	124	72
医事衛生部(弁当引換業務)	・弁当運搬、弁当引換、弁当ガラ回収等	441	321	120
競技式典部(式典運営等)	・役員・選手団控所管理(開会式のみ役員選手団誘導) ・出演者の受付、誘導、荷物管理 ・炬火走者の受付、誘導、走路確保・トーチ管理 ・入退場口の導線確保等	410	289	121
医事衛生部(医事衛生)	・看護師の指示のもと、傷病人を搬送等	79	54	25
広報部(ユニバー記念競技場内外)	・開・閉会式時における報道員控所の運営補助 ・報道員の受付補助 ・報道スペースの監視	53	28	25
競技式典部(競技記録)	・ビデオ撮影補助業務、アナウンサー補助業務	25	13	12
招待歓迎部(ユニバー記念競技場内外)	・大会役員・特別招待者の受付補助 ・総合案内所での案内補助 ・サービスコーナーの運営補助	162	103	59
入場整理部	・入場口業務補助 ・案内、避難誘導、施設案内補助等	862	521	341
輸送交通部	・鉄道輸送に係る誘導案内 ・乗降客誘導案内	45	35	10
招待歓迎部(JR三宮、新神戸駅、大阪国際空港)	・総合案内所での案内補助業務	48	24	24
広報部(サンボーホール、県立美術館)	・プレスセンター運営補助 ・スポーツ芸術写真展の運営補助	10	7	3
合 計		2,331	1,519	812

**参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向****（「元気な兵庫」の実現に向けた「のじぎく兵庫国体」の取り組みの継承・発展）**

「県民一人ひとりが創る国体」を基本目標に、多くのボランティア等の支援を得て開催された「のじぎく兵庫国体」は、阪神・淡路大震災による未曾有の被害を受けた本県の復興の姿を全国に披露する場となるとともに、震災当時に全国から寄せられた支援に感謝を表す大会として、大変素晴らしいものとなりました。

今後は、参画と協働により実現した「のじぎく兵庫国体」を一過性のイベントに終わらせることなく、「元気な兵庫」の実現に向け、県民運動とボランティア活動の継承と発展、生涯スポーツの振興や健康増進などにつなげていくことが必要です。

このため、例えば、国体を通じて高まったボランティア活動の機運を、より多くの県民にも広げていくため、「のじぎくボランティアネット」を構築・運用して、広域イベントの開催や災害救援等の活動機会に関する情報を提供していきます。また、県民スポーツの振興を図るため、「はばタンスポーツ基金」を創設・運用して、全日本規模の競技大会の運営や継続的な選手の強化・指導者の養成に取り組みます。

こうした国体を通じて培われた「参画と協働」の手法を生かした取り組みを通じて、元気な兵庫づくりを進めていきます。

## 自然活用型野外CSR事業(県立ふるさとの森公園)の推進 (産業労働部)

### 事業概要

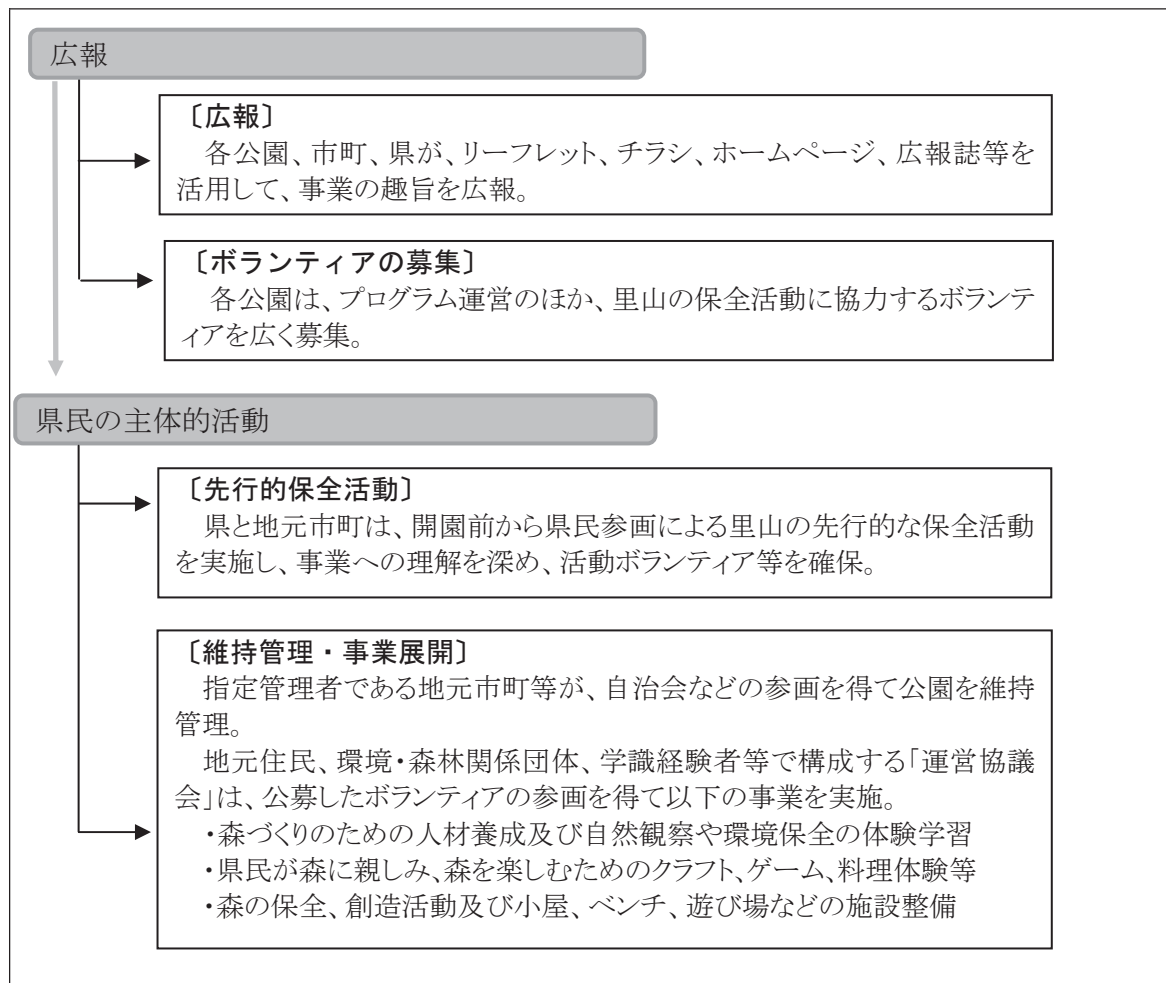
県民の参画と協働により、森林の保全と創造を進めるとともに、地元住民と都市住民、世代間交流の場、親子・家族のふれあいの場を提供し、人と自然が共生する豊かな森づくりを推進するため、自然活用型野外CSR事業\*として、ふるさとの森公園を整備し、里山保全のための活動を支援します。

\*CSR事業：法人県民税の超過課税を財源にして、文化 (Culture)、スポーツ (Sports)、レクリエーション (Recreation) 活動の場と機会を、勤労者をはじめ広く県民の皆様に提供する兵庫県の事業のことです。

### (整備内容)

- 森林の保全と里山景観の創造にかかる基盤整備  
林相整備、作業道の整備、貴重種をはじめとする動植物の生息空間の創造等
- ボランティアや里山体験プログラム (以下「プログラム」という。) 参加者等の活動拠点の整備  
里山保全活動打ち合わせ、各種プログラム展開、来園者への事業地案内などの機能を持つ活動拠点施設の整備
- 自然とふれあい、里山を楽しめる諸施設の整備  
炭焼き小屋、田畑、果樹園、散策道、観察デッキ、広場、東屋等

### 参画と協働の方法



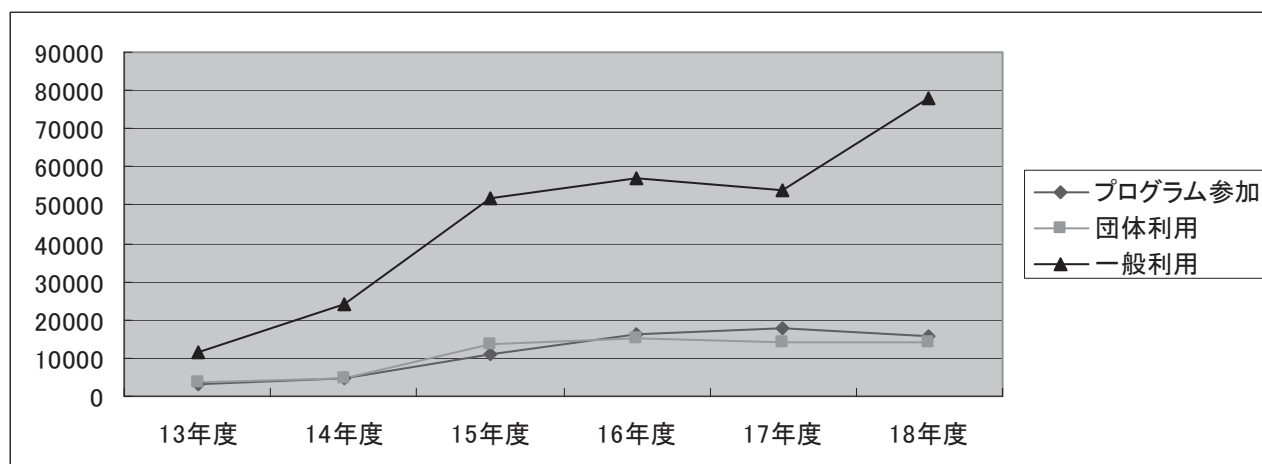
参画と協働の実施状況

◇各公園の整備・運営・利用状況

名称	やしろの森公園	ささやまの森公園	なか・やちよの森公園	ゆめさきの森公園	国見の森公園	
開園時期	平成12年7月22日	平成14年7月21日	平成15年3月23日	平成15年8月9日	平成18年8月5日	
面積	55ha	255ha	248ha	180ha	372ha	
指定管理者	加東市	篠山市	なか・やちよの森公園運営協議会	ゆめさきの森公園運営協議会	(財)しそ森林王国協会	
事業展開主体	やしろの森公園運営協議会	ささやまの森公園運営協議会	なか・やちよの森公園運営協議会	ゆめさきの森公園運営協議会	(財)しそ森林王国協会	
H18実績	入園者数	26,586	20,131	23,695	20,555	22,653
	プログラム実施回数	120	75	102	123	41
	プログラム参加者	3,600	3,480	3,927	3,953	542
	ボランティア登録者	138	84	112	126	152

◇ふるさとの森公園の利用者等の推移

(単位：人)



平成18年度の一般利用者数は、8月に国見の森公園が宍粟市に開園したことに伴い、前年度に比べて大幅に増加しています。プログラム実施回数やプログラム参加者数は昨年度と大きな変化はありませんが、県民との協働による里山の保全活動は毎年着実に実績を積み重ねています。

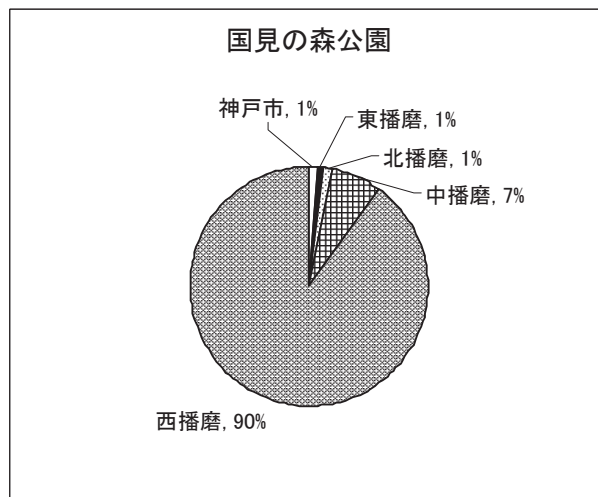
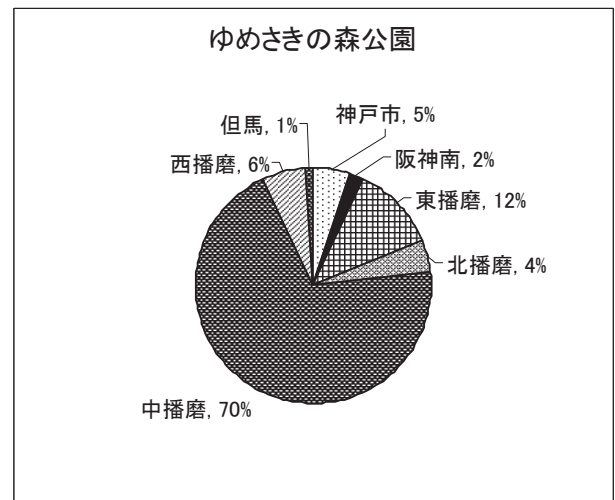
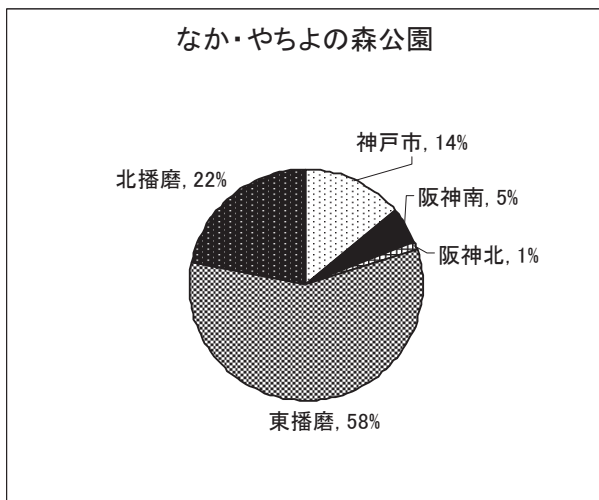
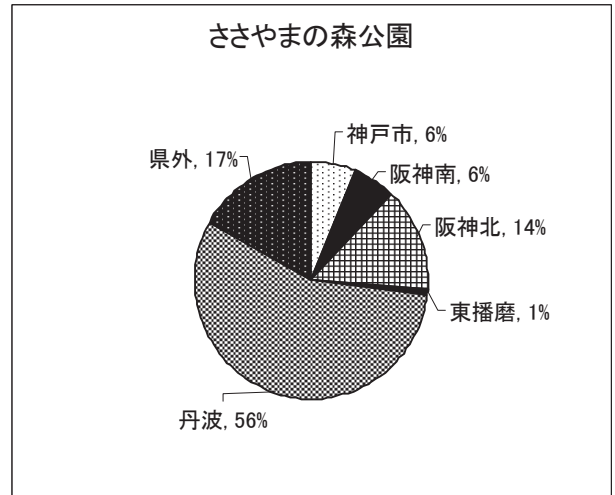
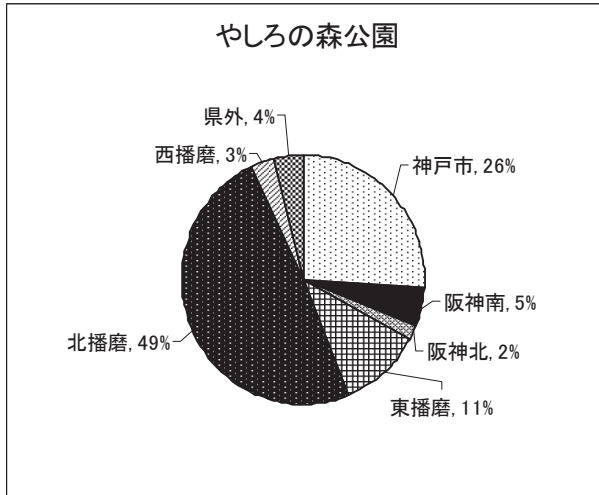
また、各公園では、環境団体、地域団体、青少年団体などの団体利用も積極的に受け入れており、平成18年度は、それぞれ50～130の団体利用がありました。

◇平成18年度ふるさとの森公園 一般プログラム内訳

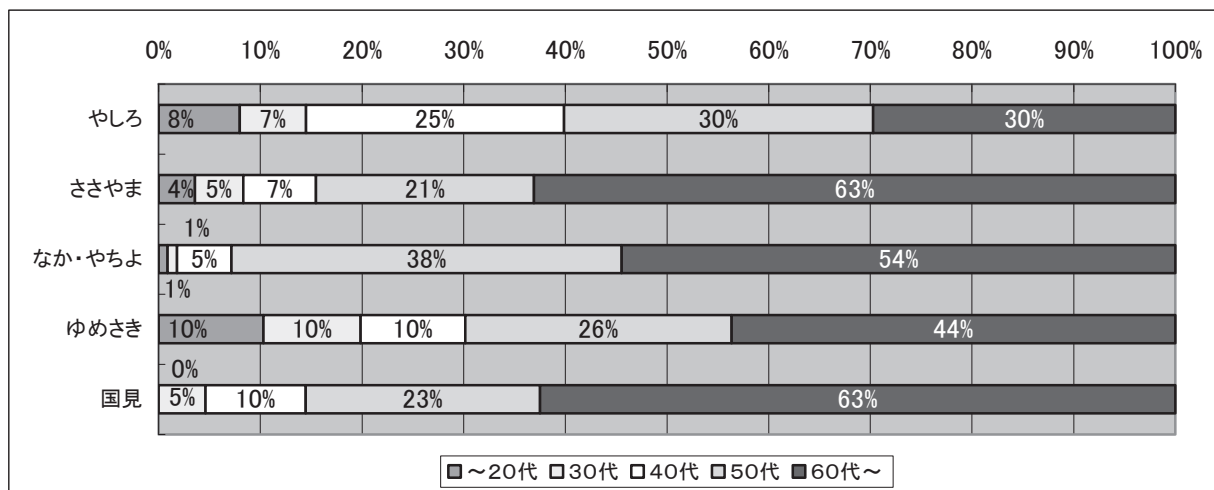
	やしろの森公園	ささやまの森公園	なか・やちよの森公園	ゆめさきの森公園	国見の森公園
レクリエーション、クラフト、料理講習など	29 (24%)	55 (73%)	73 (71%)	92 (75%)	32 (78%)
自然観察、環境学習など	79 (66%)	14 (19%)	7 (7%)	19 (15%)	3 (7%)
田畑、果樹園管理など	12 (10%)	3 (4%)	11 (11%)	5 (4%)	4 (10%)
森林保全、園内整備など	0 (0%)	3 (4%)	11 (11%)	7 (6%)	2 (5%)
計	120 (100%)	75 (100%)	102 (100%)	123 (100%)	41 (100%)

各公園では、運営協議会がボランティアの参画を得て、年間を通じて毎週末ごとに自然環境学習や里山の恵みを利用したレクリエーションなどのプログラムを実施する体制が定着してきています。平成18年度は、草木染め、しめ縄づくり、地元の特産品を用いた料理教室、里山の植物や生き物の観察、田畑づくり等多岐にわたるプログラムを、40～120回実施し、約4,000人の参加者がありました。

◇平成18年度 ふるさとの森公園 ボランティアの地域別・年齢別内訳  
(地域別)



(年齢別)



先行的保全活動などにより開園前から参画を得てきたボランティアの数は、平成18年度末で合計612名に上り、これらのボランティアによって、プログラム事業の企画・運営がなされているほか、ボランティアの共同作業により、プログラム実施時、及びボランティアによる木工作业や工作に利用できる倉庫附属作業小屋や野鳥観察デッキなどの施設も整備されています。

#### ◇市町と県との連携

地元市町には、公園の設立の際に、園内の私有地の利用などの面で、地元住民の協力を得るための調整役を担ってもらったことから、地元との総合調整業務のほか、広報業務や公園の管理運営に対する日常的な監督指導等を担当してもらっています。

市町が公園の運営にかかわることにより、地元の住民や団体が公園を利用したり、公園の活動に参加したりする機会が増えるとともに、プログラム等での講師や里山まつりへの出店等、幅広い面での協力を得ることができています。

#### ◇協働のルール…【ある公園の例】

##### 〈組織〉

運営協議会には、常勤職員で構成される事務局（以下「事務局」という。）があり、また、多数のボランティアが登録しています。

ボランティアは、主な活動分野により、「田畑グループ」「里山づくりグループ」「里山活用グループ」「里山暮らしグループ」に分かれ、各グループは、「グループリーダー」及び活動項目ごとの「活動チーフ」のもとで活動します。

具体的な活動の計画を決めるために、各グループリーダー、各活動チーフ、事務局職員、町関係職員等で構成する「運営委員会」（月に1回開催）が設置されています。

##### 〈事業の企画立案〉

各グループでは、定例活動日（月に1～2回）に、合議で活動内容を決定し、毎年1月に次年度の年間事業計画案を、事業・プログラム実施の3カ月前までに、詳細な事業計画案（向こう3カ月分）を作成して、事務局に提出します。

事務局は各グループからの計画案をとりまとめて、日程調整を行い、バランスを考慮して最終的なプログラムを作成しています。各グループから提出された事業・プログラムは、可能な限りすべて実施する方針で調整を行っています。

## ◇役割分担…【ある公園の例】

### 〈ボランティアの役割〉

事業及びプログラムについては、ボランティアが企画・立案を行い、その実施に際しても、ボランティアが講師を担当したり、スタッフとして一般参加者の対応を行ったりしています。その他、各グループごとに、森林の保全・整備、動植物の観察、田畑整備等の活動を、年間を通じて行っています。

### 〈事務局の役割〉

事務局は、施設の維持管理業務や公園の活動に係る広報業務のほか、各ボランティアグループの活動やプログラムが円滑に進められるように、ボランティアや関係団体、地元市町や県との連絡調整等の総合調整業務を担当しています。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (ボランティア主導の効果的な活動支援)

プログラムはボランティアが有する自然環境についての知識を生かした幅広い内容で、来園者からもおおむね好評を得ており、ボランティア主体の公園事業の運営が定着しつつあります。

一方で、各グループの定例活動が、プログラムの実施や会議に時間を取ってしまい、実質的な里山活動の時間が十分に取れないことが大きな課題になっています。また、年月の経過とともに、ボランティアのメンバーや活動内容の固定化（例：プログラムの内容がボランティアの関心の高い事項に偏りがち）等が生じるおそれがあるため、ボランティアの理解と協力を得ながら、県立公園としての事業バランスや将来的展望を見据えた事業展開を進めることが必要です。

平成18年度は、ボランティアの意向を聴きながら、近隣の学校・教育関係者などと連携し、役割分担しながらプログラムを企画・実施するよう取り組みました。

ボランティアの活動をより一層効果的に支援するため、こうした連携プログラムの実施や、地元の農林関係者、観光・滞在施設などとのネットワーク化、他地区の類似施設の視察・交流、外部講師によるプログラム企画に係る研修等を実施していきます。

### (利用促進活動)

平成18年度の一般利用者数は、国見の森公園の開園などもあり、前年度に比べ大幅に増加、併せてボランティア数も増加しました。

今後、さらなる利用促進を図るため、地元の近隣施設や市町、県民局などと連携してイベントを共同開催するなど、地元との連携を進めます。

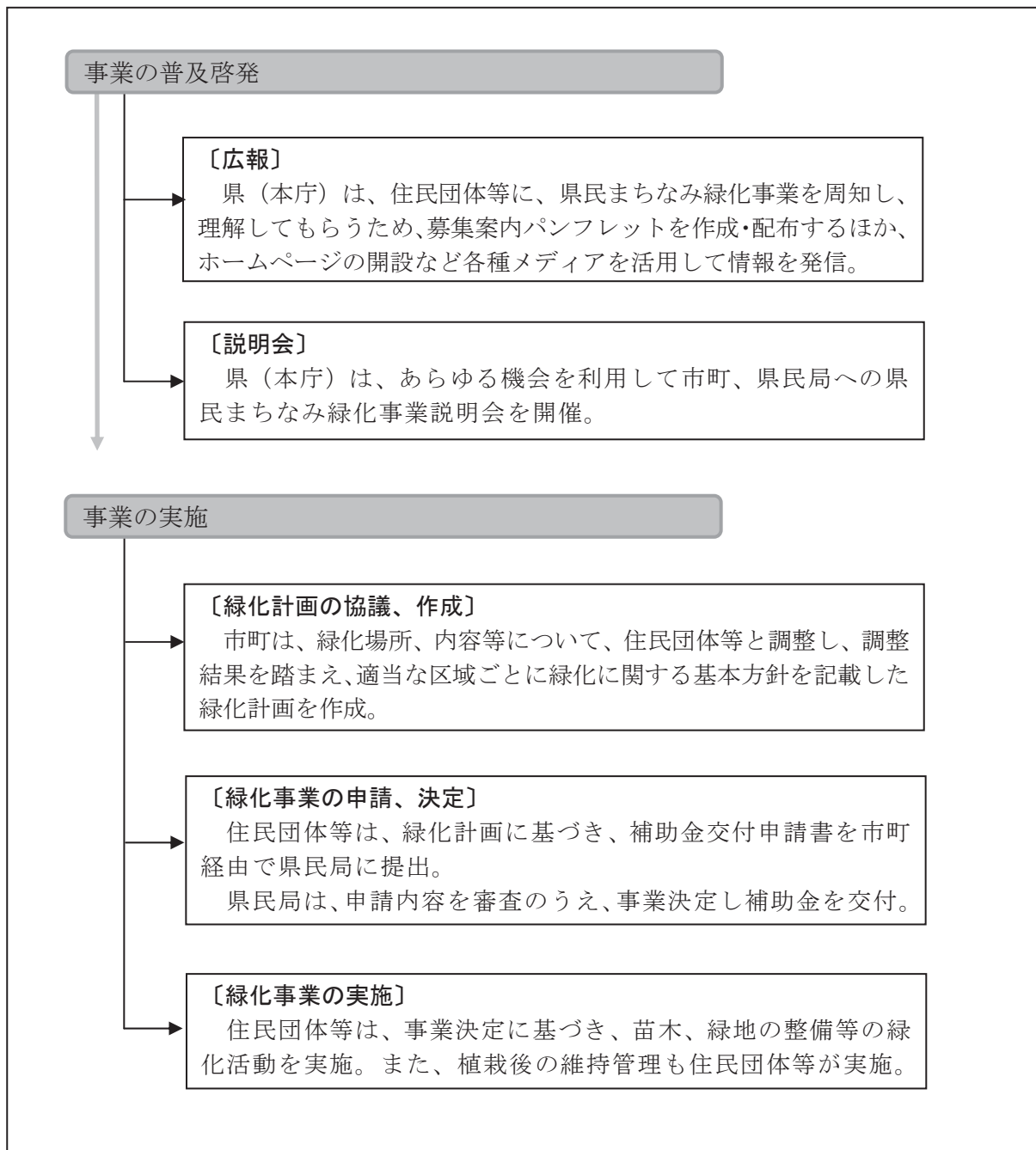
また、公園外での出前プログラムの展開等により、地元住民への積極的なPR活動を行っていくとともに、都市部からの利用、ボランティア活動への勧誘にさらに力を入れていきます。

**県民まちなみ緑化事業(新) (県土整備部)**

**事業概要**

平成 18 年度から導入された県民緑税を活用して、市町と連携し、住民団体等により公有地や民有地において実施される、樹木を中心とした緑化活動を支援することにより、都市の防災性の向上や環境の改善を図ります。

**参画と協働の方法**



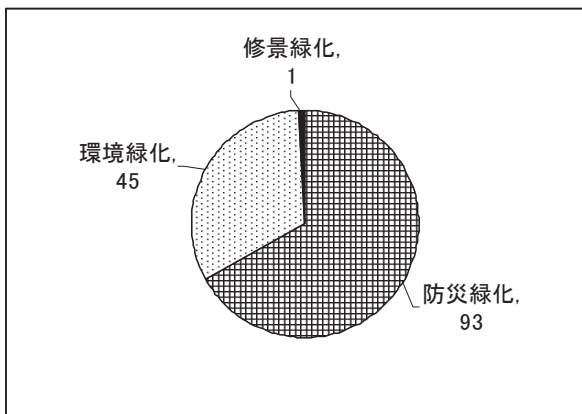
参画と協働の実施状況

◇ 県民まちなみ緑化事業による助成状況

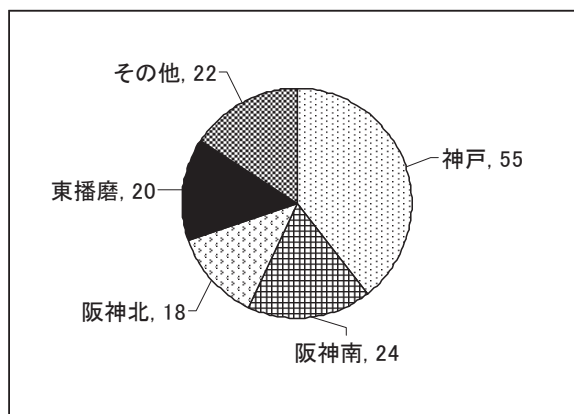
住民団体等が協働して学校、公園や空き地などで行う緑化活動のほか、まとまった面積の緑化が可能な土地の所有者が行う樹木等による緑化活動に対し、苗木や肥料等の購入費を助成し、都市地域における緑化の促進を図りました。

平成18年度の助成件数は139件で、助成金額は352,733千円となっています。緑化目的別、地域別の助成件数の内訳は次のとおりです。頻発する自然災害や地球温暖化の進行を背景に、防災緑化や環境緑化に対する助成が多くなっています。

緑化目的別内訳（助成件数）



地域別内訳（助成件数）



※防災緑化：学校・公園、道路・河川沿いの植樹等  
 ※環境緑化：駐車場・校庭の芝生化、屋上緑化・壁面緑化等  
 ※修景緑化：土取り跡地の植樹

◇ 県民まちなみ緑化事業を活用した主な緑化活動

本事業を活用し、学校・公園・道路・河川沿いの植樹、駐車場・校庭の芝生化、屋上緑化など、様々な緑化活動が実施されました。

以下では、その主なものを紹介します。

目的	場所	緑化活動の概要
防災緑化（団地法面の植樹）	神戸市北区大原地区	避難地に隣接する、団地の法面部分に樹木を植栽し、防災性を向上。
環境緑化（屋上の緑化）	芦屋市三田谷治療教育院	社会福祉施設の屋上に、樹木による屋上庭園を設け、ヒートアイランド現象の緩和に貢献。屋上庭園は地域住民に開放。



(自治会会員が参加して植樹)



(子供も参加して施設屋上を緑化)

### ◇市町と県との連携

市町には、住民団体等の意見を聴きながら、適当な区域ごとに緑化に関する基本方針を定める緑化計画の作成や、助成申請の一次受付、現地調査などを担当してもらっています。

本事業に関する説明会などにおいて、適宜、市町と緑化対象や事務手続について意見交換することにより、円滑に事業を実施することができています。

また、本事業に、市町が加わることにより、地域の実情に応じた緑地の適切な配置が可能となっています。

### 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

#### (取り組みの継続に向けた支援)

本事業をきっかけに、学校、公園、道路、河川など地域の身近な場所で、住民団体等による自主的な緑化活動が、県内各地で展開されています。

今後は、本事業を一過性のプロジェクトに終わらせることなく、補助事業完了後も住民団体等が、樹木や緑地を適切に維持管理できるよう、引き続きフォローアップしていく必要があります。

このため、兵庫県園芸・公園協会内に新設された「花と緑のまちづくりセンター」と連携し、補助事業完了後も、緑のパトロール隊による巡回指導を実施するなど、住民団体等による主体的な取り組みが継続して行われるよう支援していきます。

**県民等とのパートナーシップによる道路、河川等の維持管理(ひょうごアドプト) (県土整備部)**

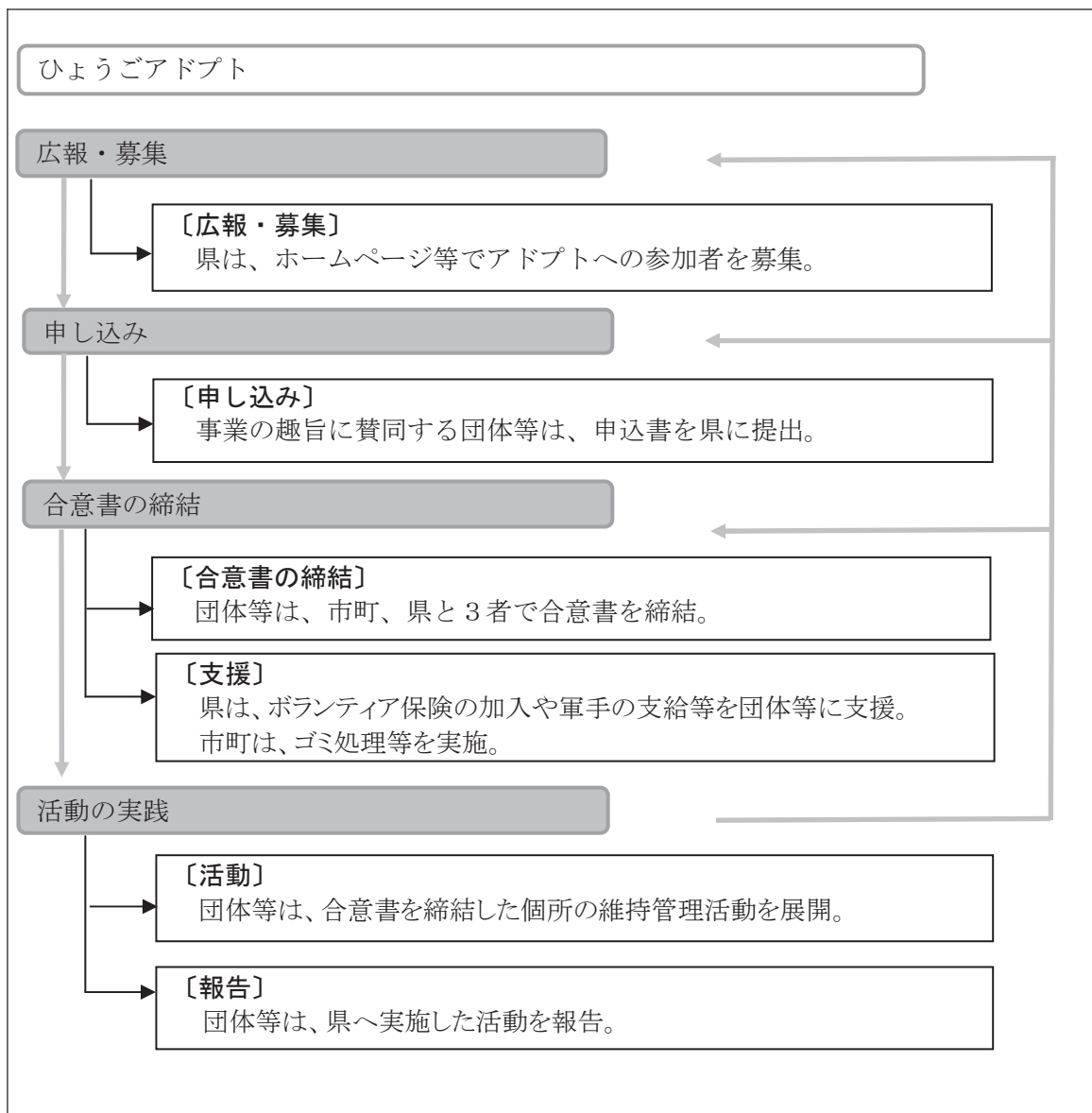
**事業概要**

兵庫県が管理する道路・河川・海岸等の公共物において、一定区間ごとに美化清掃活動に取り組む団体を募集し、管理者と参加団体(住民や企業)が「ひょうごアドプト」に基づき、合意書を締結(「養子縁組(アドプト)」)します。参加者は、担当地区の公共物の清掃美化、草刈り、植栽等を行い、県は、地域の状況に応じて、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等の支援をします。

快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指しています。

**参画と協働の方法**

進め方の一例を提示します。具体的な手法については各地域で実情に合わせて実施します。



## 参画と協働の実施状況

### ◇協働のルール

- ① 常時5人以上の構成員を持つ団体等（企業については、活動を行う従業員5人以上）で、兵庫県内に所在を有する団体であれば参加できます。
- ② 一定区間の道路・河川・海岸とアドプトするための合意書（2年ごとに更新）を、県・市町と締結していただきます。
- ③ アドプトした区間で年3回以上の清掃活動をしていただきます。
- ④ 年間の活動計画や、活動報告など簡単な報告書を提出していただきます。

※ アドプトする地区については、参加される団体・企業等の意向にできるだけ沿いたいと考えており、同一地区で複数の団体が活動を行うことも可能です。ただし、同一地区を複数の団体が清掃するよりも、それぞれが別の地区を清掃した方がより広い範囲を美しくできると思われるので、アドプトする場所の調整をお願いする場合があります。

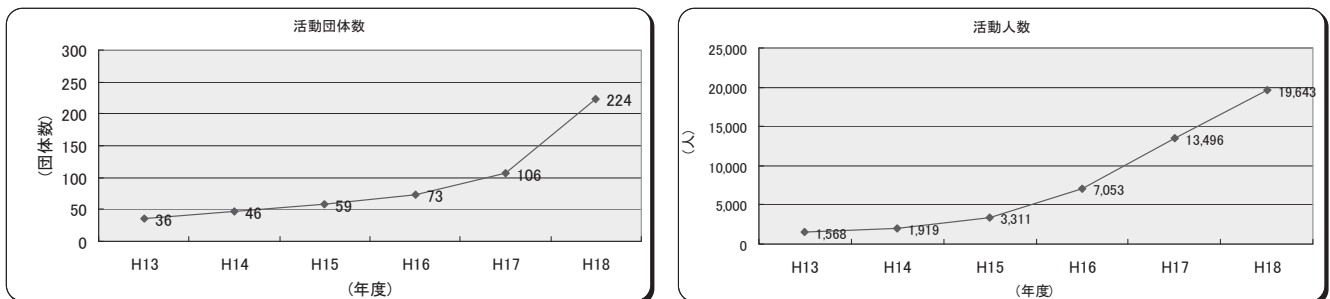
### ◇役割分担

合意書を締結する前に、団体等と県は活動区間や内容、希望する支援等について協議し、県と市町との調整を経て役割分担を決め、合意書にこの内容を記載します。

### ◇市町と県との連携

初めて合意書を締結する市町とは、ゴミ処分等の役割分担を県と市町で協議する必要があります。

### ◇活動団体数と人数



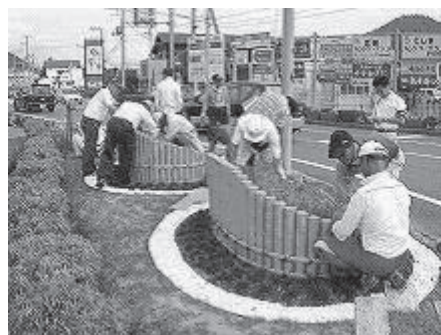
### ◇実施箇所

県民局	活動場所	箇所数
神戸	都賀川、生田川、天井川、有馬川、住吉川、新湊川、妙法寺川、明石川、伊川、櫛谷川	10
阪神南	芦屋鳴尾浜線、浜甲子園甲子園口停車場線、仁川百合野町地区地すべり防止施設、武庫川、芦屋港(芦屋沖地区)	5
阪神北	中野中筋線、富松川、駄六川、天神川、天王寺川、最明寺川、川西篠山線、上佐曾利木器線、羽束川、武庫川、三田篠山線、黒石三田線	12
東播磨	水田川、曇川、法華山谷川、明石港西外港、喜瀬川、明石高砂線	6
北播磨	三木宍粟線、西脇三田線(下滝野ポケットパーク)、小野藍本線、山田川、前谷川、東条川、国道427号、中北条線、杉原川、多可柏原線(あかね坂公園)、多可北条線、小野志方線、中安田市原線、郷の瀬野村線、西脇八千代市川線、加古川、東谷川	17
中播磨	恒屋川、矢田部川、国道312号、須加院川、国道2号、国道250号、国道372号、姫路港線、姫路神河線・宍粟香寺線・山之内蒔野姫路線、石倉玉田線、久畑香呂線、加美宍粟線、一宮生野線、長谷市川線	14

県民局	活動場所	個所数
西播磨	坂越港、相生停車場線、国道 373 号、佐用川、大津茂川・石倉太子線、内海山崎線、山崎南光線・菅野川、坂越御崎加里屋線、千種川、赤穂佐伯線、国道 250 号、上郡末広線、高田上郡線、国道 179 号、下庄佐用線、林田川、中垣内川・古子川・小犬丸川、姫路上郡線、桑原北山揖保川線、上太田鵜線、東鯨崎網干停車場、網干たつの線	22
但馬	竹野川、佐津川、田君川、味原川、国道 426 号、国道 482 号、国道 178 号、国道 312 号、日高竹野線、奥野但馬三江停車場線、辻福田線、町分久美浜線、岸田川、川会入江線、耀山日高線、香美久美浜線、浜坂井土線、香住村岡線、久斗山今岡線、山田浜坂線、湯谷和田線、物部養父線、養父朝来線、大家波賀線、養父山崎線、溝黒竹田線、与布土桑市線、日影養父線、岡田林垣線、金浦和田山線、国道 429 号	31
丹波	篠山山南線・篠山川・太田西川、篠山川、篠山山南線、国道 372 号、三田篠山線、丹南篠山口インター線、国道 176 号、多可柏原線、丹波加美線、福知山山南線、追入市島線、篠山京丹波線、大沢新東吹、瀬利八上上線	14
淡路	初尾川、洲本川、浦川、三野畑川、多賀洲本線、大谷鮎原神代線、福良江井岩屋線、洲本灘賀集線、洲本五色線、阿那賀市線、市八木線、野島浦線、松帆八木線	13
計		144カ所



明石港西外港での活動（明石市）



丹南篠山口インター線での活動（篠山市）

### 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

#### （活動の拡大）

制度発足から6年を迎え、ひょうごアドプトによる取り組みは全県民局で実施され、参加団体数、活動人数とも着実に増加しています。また、平成18年度の「のじぎく兵庫国体・大会」の開催を契機に、道路を中心とした植栽など、県民の参画と協働による美しい県土づくりの機運は確実に高まっています。今後は、こうした県民意識の高まりを継承・発展させることが必要です。

このため、各種広報媒体を通じて制度の一層の普及啓発を図るとともに、NPOなどとの連携による県民が活動しやすい環境づくりを検討します。

#### （より柔軟で実効性の高い制度の検討）

ひょうごアドプトによる取り組みは、地域によって様々であり、団体等の希望する支援も異なるため、臨機応変に対応できる制度が求められています。

このため、活動が活発な地域をモデルに、中間支援機能を有するNPOによるアドプト支援業務（合意書締結、活動支援など）の可能性についてケーススタディを行うなど、より柔軟で実効性の高い制度となるよう検討していきます。

## 「いきいき学校」応援事業（教育委員会）

### 事業概要

各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を支援するため、各小・中学校等に地域住民等で構成する「いきいき学校応援団」を設置し、校区の自然、歴史などに詳しい方や特定の分野に専門性の高い郷土出身者などを学校支援ボランティアとして導入することにより、「総合的な学習の時間」等の充実を図ったり、登下校時の安全指導や学校図書館の運営等のサポートを行ったりするなど、児童生徒の学習の充実を支援するとともに、開かれた学校づくりを推進しています。

### 参画と協働の方法

#### 普及・啓発

##### 〔連絡協議会〕

県・教育事務所は、「いきいき学校」応援事業連絡協議会を設置し、推進方策等について協議するなど、事業の円滑な推進に努める。

##### 〔推進委員会〕

学校は、地域住民、学校関係者等で構成する「いきいき学校」応援事業推進委員会を設置し、計画的に学校支援ボランティアを導入。

##### 〔普及・啓発〕

市町組合教育委員会は、各種研修会・説明会等において、本事業を普及・啓発。

##### 〔情報提供〕

県・教育事務所は、諸団体や民間企業、公的機関等の支援内容等を集約した「いきいき学校応援団バンク」を作成し、各市町組合教育委員会及び学校に情報提供。

#### 住民による学校応援活動の実施

##### 〔活動登録〕

県民は、学校支援ボランティアとして、「いきいき学校応援団バンク」に登録。

##### 〔人材確保〕

市町組合教育委員会は、「いきいき学校」応援事業推進センターを設置し、学校の要請に応じ、適切な人材等を紹介するなど、学校を支援。

##### 〔広報・連絡調整〕

学校は、地域の住民が学校教育を理解する機会を積極的に設けるため、学校支援ボランティアに授業参観日等の案内状を送付するなどの広報に努める。また、「いきいき学校応援団」に連絡し、支援の内容や日程等を調整。

##### 〔事業の実施〕

県民は、総合的な学習の時間等において、学校支援ボランティアとして、学習へのアドバイスやサポートなど様々な支援を実施。また、「ふるさとの先輩」として招かれた特定の分野に専門性の高い郷土出身者は、教科や総合的な学習の時間を支援。

#### 活動ノウハウの共有

##### 〔情報共有・啓発〕

県教育委員会は、推進事例等の資料をホームページで広報。

## 参画と協働の実施状況

### ◇ 応援団の登録及び導入状況

#### < 登録状況 >

応援団は、平成 14 年 4 月から登録を開始し、平成 19 年 3 月末現在の登録件数は、個人登録が 41,884 人、団体登録が 2,879 団体となっています。支援可能地域別の内訳は次のとおりです。居住地近隣の学校での支援が多くなっています。

#### 支援可能地域別

区 分	個人		団体	
	件数	割合	件数	割合
校 区	39,410	94.1%	2,152	74.8%
市 町	2,242	5.4%	614	21.3%
県 下	232	0.5%	113	3.9%
合 計	41,884	100.0%	2,879	100.0%

※区分について

- ・校区：居住地の校区の学校で支援可能
- ・市町：居住地の市町内の学校で支援可能
- ・県下：県下全域で支援可能

#### < 導入状況（延べ導入人数） >

平成 18 年度の応援団の延べ導入人数は、427,860 人となっています。支援活動分野別、教科等別の内訳は次のとおりです。

#### 支援活動分野別

分 野	人数	割合
国際理解	5,104	1.2%
情報	1,100	0.2%
環境	10,973	2.6%
福祉・健康	12,222	2.8%
防災	4,242	1.0%
人権平和	3,212	0.8%
その他	391,007	91.4%
合 計	427,860	100%

#### 教科等別

教科等	人数	割合
総合学習	59,930	14.0%
教科	35,641	8.3%
道徳	1,166	0.3%
特別活動	14,326	3.3%
部活動	5,018	1.2%
その他	311,779	72.9%
合 計	427,860	100%

※「その他」は、安全（登下校指導）などの主に地域をフィールドとした活動や読書活動（学校図書館の運営支援）など様々な学校支援活動である。

### ◇ 応援団の支援による特色ある主な教育活動

落語家など、多彩な経験や専門知識・技能等を持つ応援団の支援により、話すことについて学ぶなど、特色ある教育活動を実施しました。

以下では、その主なものを紹介します。

教科等	応援団	教育活動の概要
国語	落語家	落語家の特性を生かした「話すこと」について学ぶ。
道徳	心臓外科医	心臓手術のビデオ等を使って、命の尊さや生きることのすばらしさについて学ぶ。
総合的な学習の時間	地域住民	米作りを通して、農業の苦勞、食糧の大切さ、日本の伝統行事や文化などを学ぶ。
社会	地域住民	室町文化（墨絵、茶道、華道）について体験を通して学ぶ。
技術家庭	助産師、保護者	助産師の講話や母親（乳児を含む）との交流により生命誕生の仕組みと神秘、子育ての喜びを学ぶ。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (応援団の登録促進)

平成19年3月末現在、個人41,884人、団体2,879団体が応援団に登録されていますが、学校の様々なニーズに対応するためには、さらに登録を呼びかけ、支援分野ごとの登録者数の拡大を図ることが必要です。特に、各学校では、総合的な学習の時間や各教科において学校支援ボランティアの導入のニーズが高まっています。

このため、各市町組合教育委員会に設置されている「いきいき学校」応援事業推進センターにおいて、市町の広報誌やホームページに掲載するなど様々な媒体を活用して登録を呼びかけるとともに、公的機関や関係団体等との連携による広報を実施することにより、応援団への登録を促進します。

### (学校への応援団の導入促進)

「応援団」の登録数及び導入人数は順調に増加していますが、一部の登録者については、導入されていない状況があります。

そこで、今後、実態の調査・分析を行い、その結果を踏まえて、学校のニーズに応じた応援団の円滑な導入を図るため、応援団を紹介するコーディネート機能の充実などの方策を検討します。

### (事業の普及啓発)

平成18年度の応援団の導入実績は、延べ427,860人にのぼるなど、本事業に対する学校及び県民の認知は着実に進んでいます。

今後、県民の参画と協働のもと、より開かれた学校づくりを推進していくためには、本事業を一層PRし、学校と地域との連携を深めていくことが必要です。

このため、ふるさとの先輩による特色ある教育活動等をテレビ収録し、県下のケーブルテレビ各局で放映するなど、事業の一層の普及啓発に努めます。

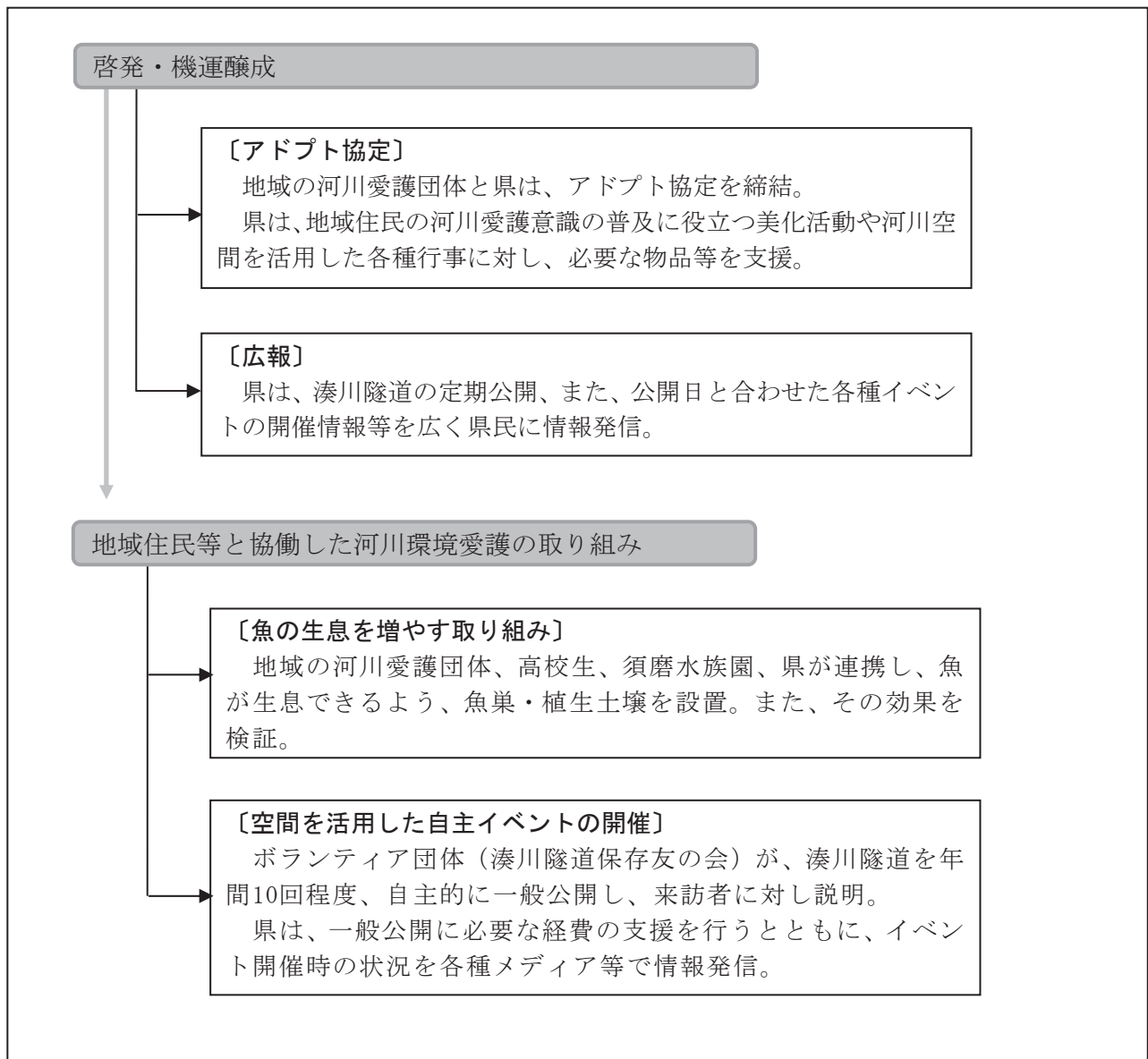
## 新湊川河川環境改善事業(新) (神戸県民局)

### 事業概要

市街化地域を流れる新湊川は、両岸ともコンクリート護岸で河床もコンクリート張りの機能重視のため、人が近づきにくい河川となっています。

このような新湊川を、もう一度、地域住民が親しみ、憩い、交流できる場として再生するため、地域の河川愛護団体と高校生、神戸市須磨水族園、県が連携し、魚の生息を増やす取り組みを進めました。また、近代土木遺産として重要性が高い湊川隧道において、その存在価値を広く情報発信するため、地元保存会との協働によりトンネル内の定期一般公開を開催しました。

### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

### ◇魚の生息を増やす取り組み

新湊川では、平成17年から、県立長田商業高校ボランティア部が、須磨水族園の指導のもと、河川愛護団体と連携し、新湊川に魚を呼び戻す活動を実施しています。

平成17年度には、県でもボランティア部のアイデアを生かした魚巣づくりや魚の寄りつきを促す植生土壌の試行を支援しました。

こうした取り組みを踏まえ、平成18年度は、河川愛護団体、高校生、神戸市須磨水族館、県の連携で、魚の棲みつき具合や植生の復元程度を観察し、効果を確認しながら、魚巣や植生土壌の改良および設置範囲の拡大を図りました。

### <魚巣等の設置活動の状況>

日時・場所	参加者	内容
◇ 平成17年10月23日 神戸市長田区六番町5丁目（三六橋下流）	県立長田商業高校ボランティア部、河川愛護団体、須磨水族園、地域住民など、約30名	魚巣の組み立てと植生土壌の設置
◇ 平成18年12月 神戸市長田区六番町3丁目（室内橋下流）ほか、3カ所	県施工で改良を加えた魚巣の設置	
◇ 平成19年3月 神戸市兵庫区菊水町1丁目（菊水橋上流）	県施工で改良を加えた魚巣の設置	

### <観察会の実施状況>

日時・場所	参加者	内容
◇ 平成18年10月22日 神戸市兵庫区東山町～湊川町	河川愛護団体、須磨水族園、地域住民など、約30名	地域の親子とともに、新湊川で魚等の生物捕獲、生息する魚の説明。
◇ 通年 神戸市長田区六番町	県立長田商業高校ボランティア、河川愛護団体、須磨水族園など	須磨水族園学芸員、長田商業高校ボランティア部が毎月1回魚類調査を実施。



(魚巣の設置活動)



(魚の捕獲・観察会)

◇ 湊川隧道の定期一般公開

わが国最初の近代河川トンネルとして明治34年(1901年)に竣工し、当時の高度な土木技術で造られた貴重な土木遺産である湊川隧道を、より多くの方に知っていただき、身近に感じていただくため、ボランティア団体「湊川隧道保存友の会」と協働し、定期一般公開を計10回開催(来訪者総数: 1,404人)しました。

また、定期一般公開日にあわせ、湊川隧道の幻想的な雰囲気を楽しんでいただけるよう、関西を中心に活動する音楽家によるミニコンサートとともに、神戸大学の協力による流水のCG映像などの演出を実施したり、「新湊川まつり」や「新湊川連携ウォーク」の開催日と合わせて実施しました。



(定期一般公開の様子)



(ミニコンサート)



(CG映像の様子)

(定期一般公開での役割分担の状況)

ボランティア団体	スタッフによる隧道の案内、説明、ビデオ等による解説
県	場の提供、開催経費の支援、各種メディアによるイベント開催状況の情報発信

(定期一般公開の開催状況)

公開日	来訪者数	内 容
平成18年 5月20日	50人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎回、保存友の会スタッフが、来訪者に対し、隧道の案内・説明を実施。</li> <li>・ 平成18年10月1日は「新湊川まつり」と、11月19日は「新湊川ウォーク」と合わせて開催。</li> <li>・ 平成19年3月17日は、保存友の会スタッフによる案内・説明に加え、関西を中心に活躍する音楽家によるミニコンサート及び神戸大学の協力による光の演出を実施。</li> </ul>
6月17日	33人	
7月15日	59人	
8月19日	144人	
9月16日	113人	
10月1日	357人	
10月21日	80人	
11月19日	251人	
12月16日	57人	
平成19年 3月17日	260人	

**参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向****(地域主導の取り組みの輪の拡大に向けた支援)**

新湊川は、河川愛護団体、高校生、専門機関などの地域が一体となった魚の生息を増やす取り組みや、ボランティア団体と県が協働して近代土木遺産の定期公開を開催するという先駆的な取り組みにより、地域住民が親しみ、憩い、交流できる場として再生されつつあります。

このように、市街化が進んだ地域を流下する河川空間を、より地域に親しめる空間としていくためには、地域住民と行政の協働による取り組みを進めることが必要です。

このため、こうした新湊川における地域主導の取り組みを、県内各地や県外にもPRし、地域住民以外の主体も巻き込みながら取り組みの輪を広げていくとともに、他の河川においても、新湊川での取り組みを参考にしながら、地域主導の取り組みが展開されるよう支援を検討していきます。

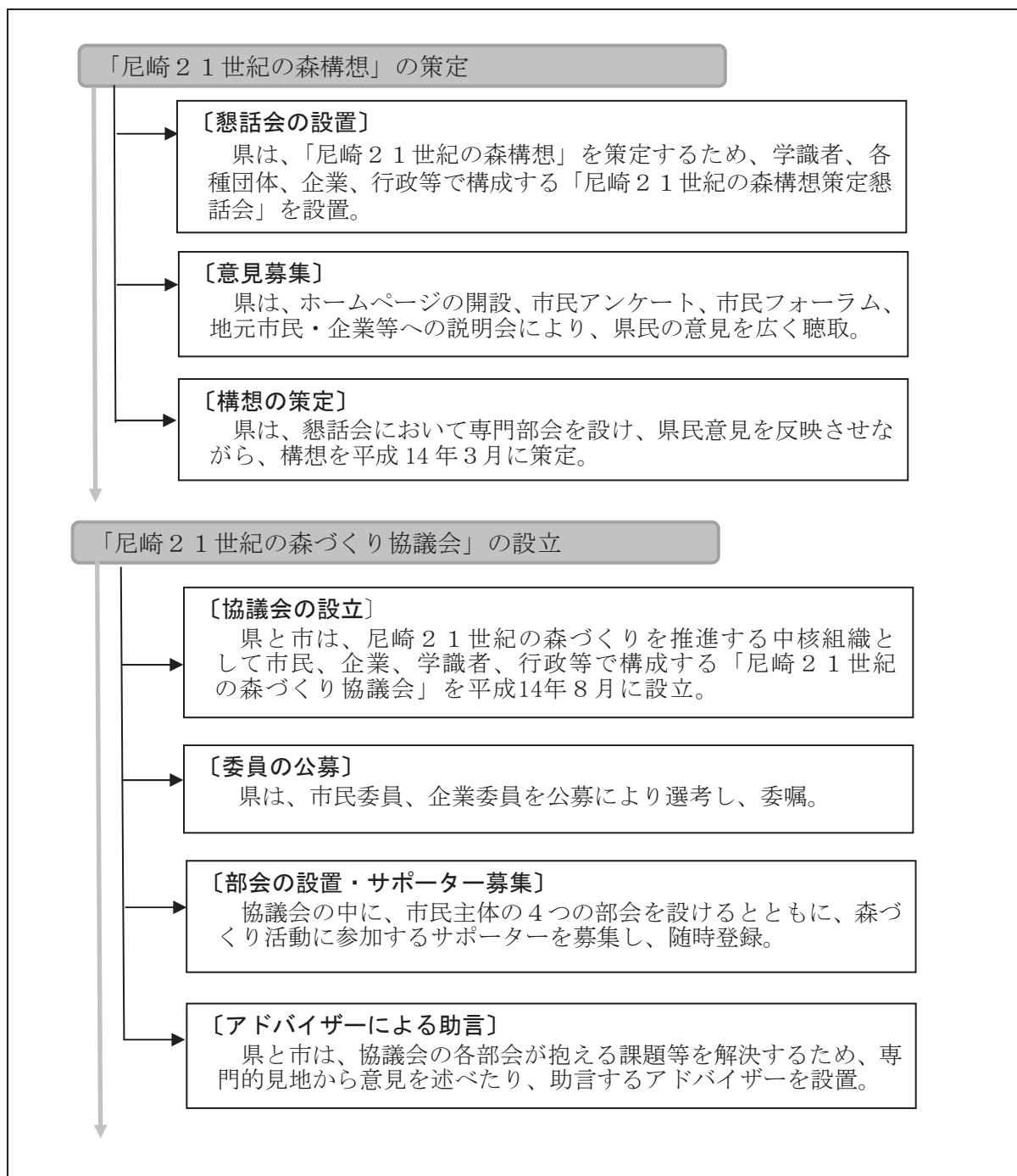
## 「尼崎21世紀の森」の推進（阪神南県民局、県土整備部）

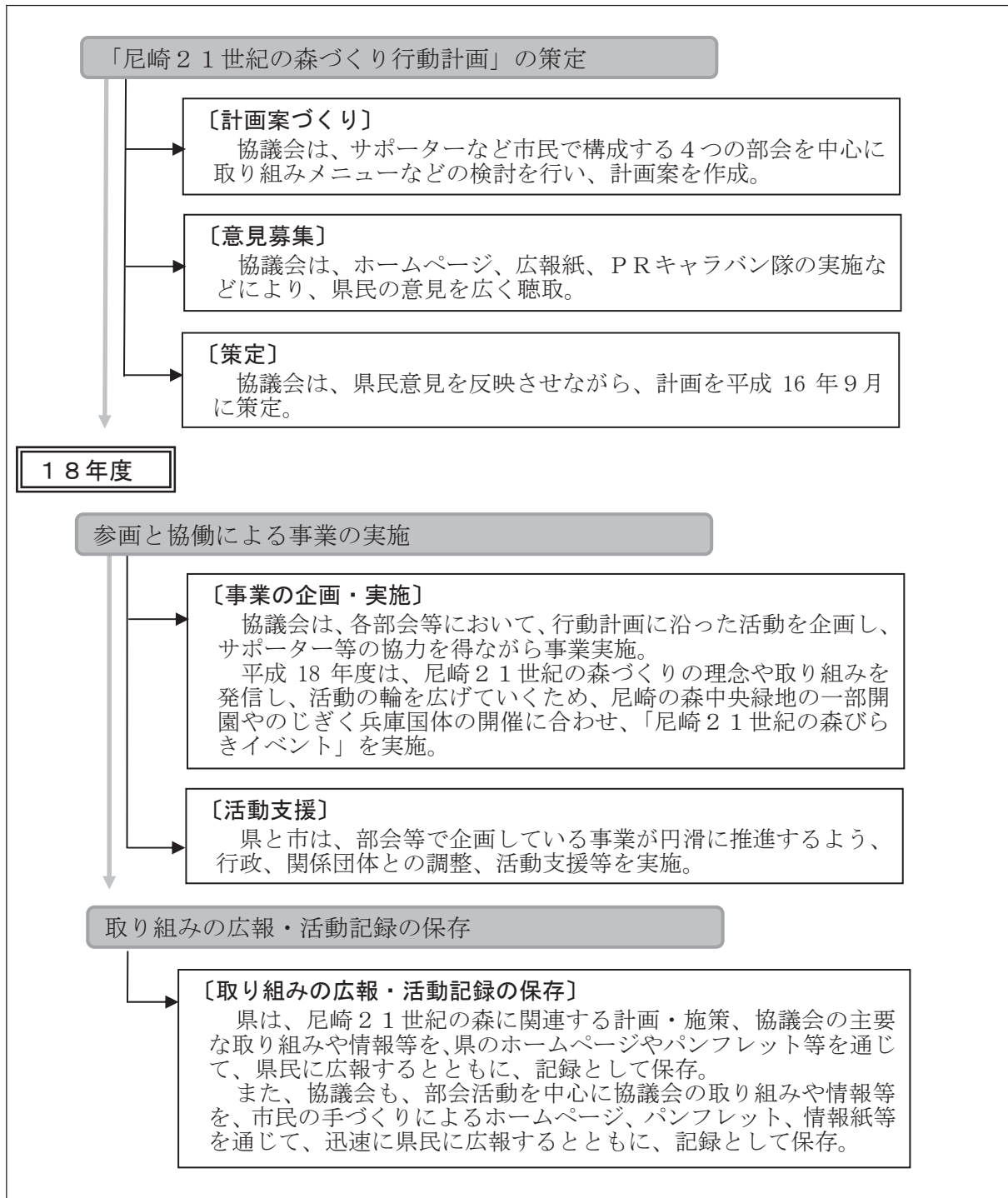
### 事業概要

工場跡地などの遊休地を抱える尼崎臨海地域において、自然環境の回復・創造と地域活力の再生による環境共生型のまちづくりをめざし、市民、企業、学識者等で構成する「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立して、参画と協働のもと「尼崎21世紀の森づくり」に取り組み、瀬戸内海の新たな環境創造と都市の再生を図ります。

### 参画と協働の方法

下記のような進め方をモデルに、兵庫県（阪神南県民局、県土整備部）、尼崎市及び尼崎21世紀の森づくり協議会が連携して事業を推進します。





## 参画と協働の実施状況

### ◇森びらきオープニングイベントの実施

尼崎の森中央緑地の一部開園・スポーツ健康増進施設の竣工に合わせ、尼崎21世紀の森の誕生を皆で祝う「尼崎21世紀の森びらきオープニングイベント」を開催しました。

開催に当たっては、これまでの連携の成果をより確固たるものとし、森づくりの輪をさらに広げていくため、協議会が各種団体等に呼びかけ、「尼崎21世紀の森びらきオープニングイベント実行委員会」を設置し、森びらき見本市の企画・運営を行いました。

### <開催概要>

開催日：平成18年5月20日（土）

開催場所：尼崎の森中央緑地（尼崎スポーツの森及びその周辺）、まち交流拠点

○ 森びらき記念祭

一般公募参加者・地元住民等約2,000人が参加するなか、「森びらき宣言」を行い、尼崎21世紀の森の誕生を祝いました。

○ 森びらき記念植樹

尼崎の森中央緑地の「はじまりの森」において、大庄地区の子どもたちと一緒に知事や市長も参加して、植樹を行いました。

○ 森びらき見本市

尼崎の森中央緑地の園路等に設置されたテントにおいて、関連する各種団体等が集い、それぞれの取り組みを展示・紹介しました。また、まち交流拠点ではステージを設置し、野外ライブを行いました。



(手形100年の森)



(森びらき記念植樹)



(森びらき見本市)

### ◇輪の拡大・連携に向けたイベント・ワークショップ・フォーラムの実施

森づくりの道標である行動計画に沿って緑化活動や地元・各種団体との連携など、森づくり・まちづくりの推進に向けた取り組みを活発に実践しました。

イベント等の名称	参加人数
森びらき記念植樹	約100人
運河ウォーク	約 20人
サポーター大会	46人
手形100年の森	155人
第5回尼崎21世紀の森づくりフォーラム	184人

### ◇次期3ヶ年計画（平成19～21年度）の取りまとめ

次期3ヶ年における森づくりの具体的な取り組みの展開方向を「次期3ヶ年（第Ⅱ期）計画」として取りまとめ、今後の取り組みへと反映していくこととしました。

### ◇森づくりの取り組みのPR

森づくりの浸透を図るため、市民の手づくりによるニュースレターの発行（発行回数：4回）、市民ホームページの更新、森づくりの取り組みを紹介するPR映像・PRちらしの作成などを行いました。

**参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向****(推進母体のあり方の検討)**

尼崎21世紀の森が、「立ち上げ」段階から「本格活動」段階に移行し、活動の担い手の確保や、多くの人に参加できる「場」が必要になってきています。また、企業や研究機関の施設立地が進む中で、地元企業の参画や研究機関との連携をどのように進めていくのかが大きな課題となっています。

これらに対応するため、森づくり協議会において、森づくりの推進母体のあり方について検討していきます。

**(企業参画の仕組みづくり)**

これまで、森づくりの取り組みは、市民による活動が中心でしたが、森づくりの輪の拡大を図っていくためには、多くの主体の参画が必要です。市民と企業が連携して、工場敷地の緑化に取り組む事例も出てきましたが、まだ不十分です。

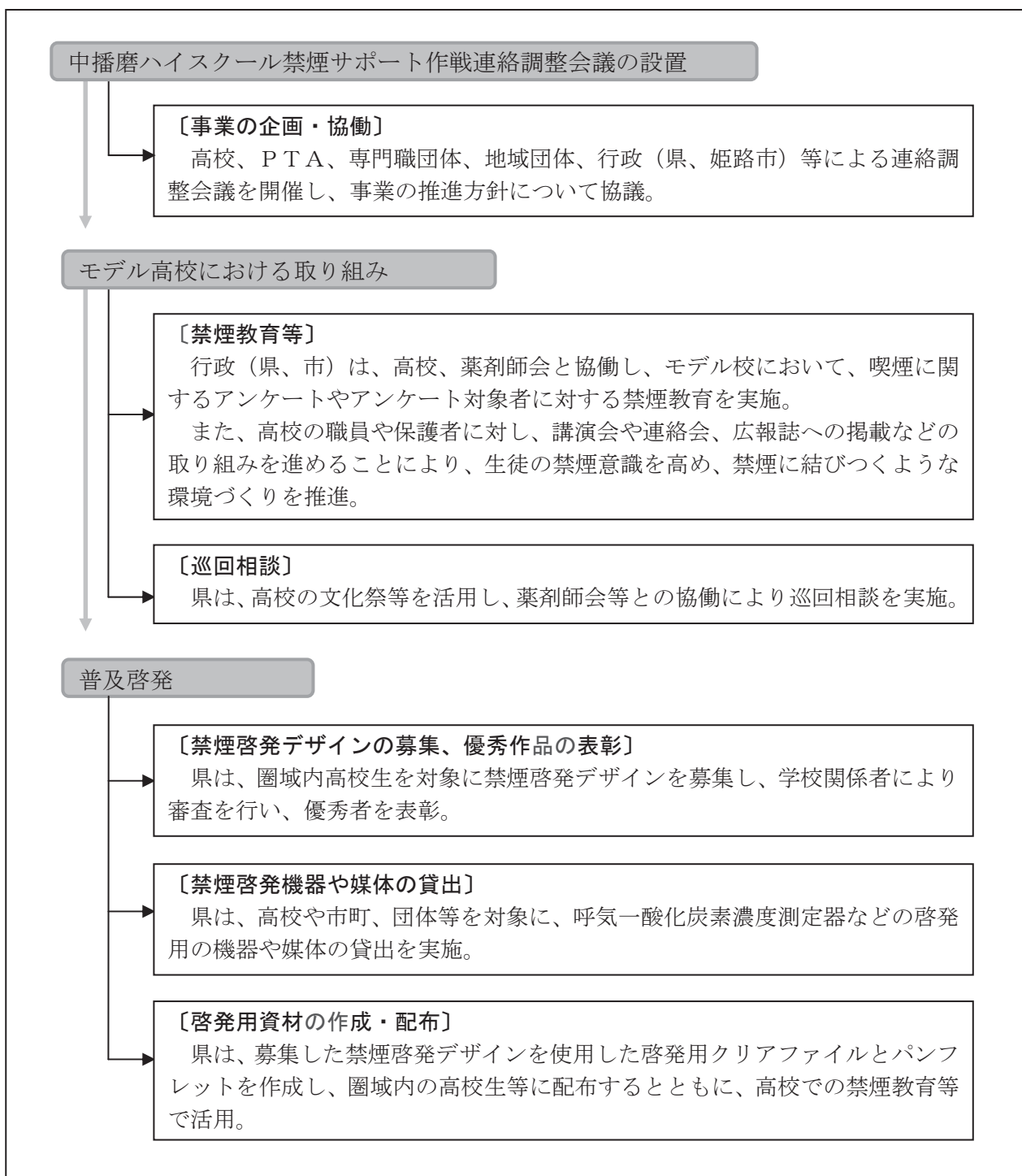
このため、さらなる企業参画の拡大に向けた仕組みづくりの検討を進めるとともに、あらゆる機会を通じて企業に働きかけていきます。

## 中播磨ハイスクール禁煙サポート作戦の展開(新) (中播磨県民局)

### 事業概要

管内の県立高校生を対象として実施した生活習慣の実態アンケート結果によると、たばこを「毎日吸う」または「時々吸う」者の割合は、男子 16%、女子 26%と高い状態であったため、社会に出る前の「最後の砦」である高等学校において、高校、PTA、医師会・薬剤師会等の専門職団体、地域団体と行政機関が連携を図りながら、高校生の禁煙に対する意識づけや禁煙相談などの禁煙サポートを推進します。

### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

### ◇中播磨ハイスクール禁煙サポート作戦連絡調整会議の設置

学校やP T A、専門職団体、地域団体等が連携し、高校での禁煙を側面から支援するため「中播磨ハイスクール禁煙サポート作戦連絡調整会議」を設置し、平成18年8月と平成19年1月に開催しました。

今年度は、高校生の喫煙の実態等について情報交換するとともに、モデル校における禁煙教育・巡回相談等の実施方針を検討しました。

連絡調整会議構成員	13名（高校1名、P T A 1名、医師会2名、歯科医師会1名、薬剤師会1名、地域団体2名、教育委員会2名、行政3名）
-----------	---

連絡調整会議の開催	第1回	第2回
	平成18年8月10日	平成19年1月18日

### ◇モデル高校における取り組み

圏域内の2高校において学校や薬剤師会等と協働し、下記の取り組みを行いました。

モデル校	取り組み内容
A高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者にたばこの害を意識づけるため、P T Aの協力を得て会員を対象にP T A総会時に保護者と生徒の喫煙状況やたばこに対する健康意識などについてアンケートを実施し、P T Aだよりにアンケート結果を掲載しました。</li> <li>文化祭においてたばこの啓発コーナーを設置し、薬剤師会と協働し、たばこに関する相談とたばこの害や禁煙方法等の啓発を行いました。</li> </ul>
B高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒を対象に「たばこと生活についてのアンケート」を実施し、保健だよりにアンケート結果を掲載しました。</li> <li>アンケートを実施した生徒を対象に、薬剤師会と協働し、禁煙教育を行いました。</li> </ul>

### ◇禁煙啓発デザインの募集、優秀作品の表彰

圏域内の高校に通学または圏域内に在住の高校生を対象に、喫煙啓発デザインを募集し、応募数55点（圏域内の5校から応募）の中から、最優秀賞1点、優秀賞2点を選定し表彰しました。

また、決定したデザインを印刷したクリアファイルやパンフレットを作成し、圏域内の高校1年生等に配布するとともに、高校における禁煙教育等での活用を図りました。



## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (高校生をたばこの煙から遠ざけるための環境整備)

平成18年度は、高校での禁煙を側面から支援するため、連絡調整会議を設置し、学校やP T A、専門職団体、地域団体等と連携しながら、高校での禁煙教育や巡回相談を中心に取組んできましたが、授業時間等の制約から学内だけの取り組みには限界があります。また、高校生の喫煙は、周囲の者の喫煙状況などの環境に大きく影響さ

れることから、より実効性の高い禁煙サポートを展開するには、多くの関係者を巻き込みながら、禁煙に対する意識づけや禁煙対策を実施し、高校生をたばこの煙から遠ざけるための環境整備を進める必要があります。

このため、地域団体や専門職団体、市町との連携を強化するとともに、新たに、未成年の喫煙者への禁煙相談や禁煙サポートを実施する医療機関、薬局等を把握し、これらの機関とも連携しながら、禁煙教育や禁煙の普及啓発等に取り組んでいきます。

また、連絡調整会議の構成員に職域団体を追加し、各団体等の活動を通じた効果的な禁煙サポートを推進していきます。

## 西播磨「水と緑の郷づくり」構想の推進（西播磨県民局）

### 事業概要

平成15年度に策定した西播磨「水と緑の郷づくり」構想に基づき、西播磨の恵まれた「水」と豊かな「緑」を基軸に、「食」・「農」・「生活」・「風景」をキーワードとして私たちの暮らしを安全で安心なものにするため、地産地消を展開し、地域とのかかわりのある生活、誇りの持てるふるさとと景観づくりを進め、ゆったりとした暮らしを通じて真の豊かさが実感できる“新しいふるさとづくり”を進めます。

### 参画と協働の方法

地域住民と一体となり、地域住民とともに考え、この構想を推進する『西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議』を設置・運営しています。また、地域住民が、構想実現に向け自主的に活動するモデル地域を5カ所指定します。

なお、当初の5年間（平成15年～平成19年）は、行政と協働して各種先導的事業を実施し、その後は同会議が自主的に活動を行い、行政はその活動を支援することとしています。

#### 構想の普及啓発

##### 〔県民の主体的活動〕

平成16年7月にモデル地区を5カ所指定。地域住民が構想に沿った地域づくり活動を先導的に実施するモデル地区の活動を支援し、その活動を地域に波及。

##### 〔広報〕

地域住民に、西播磨「水と緑の郷づくり」構想を周知し、理解をしてもらうため、ホームページの開設など各種メディアを活用して情報を発信。

##### 〔説明会〕

あらゆる機会を利用して農林漁業関係者、消費者団体、市町等への説明会を開催。

#### 18年度

#### 西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議の設立・運営

##### 〔事業の企画・協働〕

平成16年12月にモデル地区代表者、生産者、消費者、JA、市町、学識経験者等による西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議を設置し、構想の推進方法等を協議。

#### 先導事業の実施

##### 〔地域景観づくりの推進〕

平成16年度に策定した「西播磨ふるさとの景観づくり」指針をもとに、地域景観づくりを西播磨地域全体の住民運動として盛り上げ農村等の景観を保全する仕組みづくりを行う。

##### 〔「西はりま食の達人」制度の運用〕

安全安心な農産物や農産加工品の生産者を「西はりま食の達人」として認定し、安全安心な食を提供する体制を構築・運用。

## 参画と協働の実施状況

### ◇西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議の運営

平成15年度に策定した西播磨「水と緑の郷づくり」構想に掲げた地域づくりを、地域の関係者や学識経験者が一体となって推進するため、平成16年12月9日に西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議を設立しています。

平成18年度は、これまでの取り組みを点検するとともに、今後さらに活動が活発になると思われる地産地消や食育の取り組みについて、意見を交換しました。

構想推進会議構成員	17名	(委員長：保田 茂 神戸大学名誉教授)
	(学識経験者3名、流通商工2名、農産加工2名、消費者1名、農協2名、市町2名、モデル地区5名)	

構想推進会議の開催	第1回	第2回	第3回	第4回
	平成16年12月9日	平成17年3月22日	平成18年3月16日	平成19年3月8日

### ◇モデル地区の運営

同構想の早期実現を図る活動拠点として、平成16年7月1日、管内5カ所をモデル地区に指定し、先導的事業を展開しています。

モデル地区：相生市矢野、佐用町三日月、宍粟市山崎町土万、たつの市揖保川町河内 たつの市御津町室津
---

各モデル地区において、18年度は次表のような活動を行いました。

モデル地区	18年度の活動内容 (H19. 3. 31現在)
相生市矢野地区	才元の里ふるさと交流館を拠点に草木染めや竹細工等、様々な体験を提供。餅つき大会など交流イベントを積極的に開催したほか、ホームページを作成し、積極的な情報発信を行った。
佐用町三日月地区	特産のそばを使った郷土料理・アイデア料理コンテストの実施、納涼ふれあいビアガーデンの開催、花を題材とした写真コンテストを実施。
たつの市揖保川町河内地区	直売所の生産組織「新鮮組こだわり隊」を設立し、平成18年6月にオープン、週3回順調に販売されている。食育については、幼稚園を対象に紅花の摘み取り体験を行った。
宍粟市山崎町土万地区	野菜出荷登録会員が増加し、農業生産では、野菜類で安定供給体制が整うようになり、加工品では「しょうゆまんじゅう」「すし類」などが好評で、ちぎり絵教室なども新たに行っている。
たつの市御津町室津地区	海産物の室津ブランドを育成するため、「室津産」ロゴマークを作成し、室津でとれた海産物にシールやタグを付け販売。また、室津産水産物を使った新メニューの開発に取り組んでいる。

### ◇地域景観づくりの推進

美しい農村景観を地域が共有する「誇りを持てる財産」として再発見・再認識するとともに、「ふるさとの風景づくりワークショップ」を63集落で開催するなど、地域景観づくりを住民運動として盛り上げ、農村等の景観を保全する仕組みづくりを行います。

ふるさとの風景づくりワークショップ	63集落で開催
ふるさとの風景づくりフォーラム	平成19年2月17日開催、参集者約300人
ふるさとの風景づくりコンクール	応募団体16団体
ふるさとの風景絵画コンクール	応募点数650点 (小中校生対象)
美しい西はりまデジカメフォトコンクール	応募点数48点

## ◇「西はりま食の達人」制度の運用

消費者が安心して購入できる農産物を「生産できる人」を認証し、地産地消を推進するため、15年度に策定した認定基準に基づき、必要な技術を習得する研修会を実施しました。また、研修終了者の申請により、「食の達人」の認定を行うとともに、「食の達人」が出荷する地域の農産物直売所を「西はりま食の達人の店」として指定しました。

## ○「食の達人」研修会及び認定状況

区 分	生産部門		加工部門
	第1回	第2回	
研修会開催日	H18. 7. 25	H19. 1. 17	H18. 11. 28
認定年月日	H18. 9. 12	H19. 3. 9	H19. 3. 9
認定者数	46人	136人	30人・団体
認定者累計(※)	731人	867人	64人・団体

※生産部門は、H16～17年度に685人、加工部門は、H17年度に34人・団体を認定しています。

## ○「食の達人の店」の指定状況

・37カ所（平成19年3月31日現在）

## ◇直売所ネットワーク事業

県民局管内の多数の直売施設について、各施設のレベルアップと同時に施設間の連携を構築・強化するため、地域の協議会活動を助成しネットワーク化を推進しました。

- 4つの地域直売所協議会が合同で、西播磨地域全体でのスタンプラリーを11月11日～12月17日に実施しました。
- 各協議会は、イベントカレンダーの作成、農薬安全使用研修会、学校給食センターとの交流会等を実施しました。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

## （推進会議の充実）

西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議は、本来、地域の関係者や学識経験者が自ら発案し行動する「活動母体」として設置したのですが、現実には県が構想実現のため提言する会議となっています。

今後、会議構成員が所属するグループや、かかわりのある組織が、構想実現の中心となって活発な活動が行われるような仕組みとなるよう誘導していきます。

特に、19年度は、推進会議構成員が中心となって、主としてモデル地区の活動の波及と構想趣旨の周知方策について検討していきます。

## （「西はりま食の達人」制度の地域内への浸透）

この制度は、安全・安心な食を提供する体制を構築するため、安全・安心な農産物や農産加工品の生産者を「西はりま食の達人」として認定するものであり、18年度末で認定者数の累計は、生産部門が867人、加工部門が64人・団体となりました。

そして、「達人」が出荷する地域の農産物直売所37カ所を「西はりま食の達人の店」に指定したことや18年度にスタートした直売所ネットワーク事業などを通じて、徐々に地域に浸透しつつあります。

しかし、生産部門では栽培管理記録、加工部門では食品衛生管理の徹底が課題となっています。

今後、認定後の継続研修等の充実に努め、「達人」の一層の質の向上を図り、地域住民が「達人」の商品を積極的に購入することで、消費者と農家がともに支え合う地域づくりを目指します。

#### (モデル地区の活動支援)

各モデル地区における18年度の活動状況を踏まえ、安全安心な農林水産物の生産活動や郷土料理・行事食等伝承活動、消費者による生産者支援活動、食の健康活動、地域内で住民がゆったり楽しめる活動等をモデル地区の実情に応じて実施していきます。

特に、18年度のモデル地区の状況を見ると、活動主体が高齢化する中で、どのように後継者を確保するかが共通の課題となっているので、今後、地区内のリーダーとともに新たな取り組みや構想を引き継ぐ人材の育成・確保を支援します。